第７回　熊本市教育行政審議会　次第

令和8年（２０２６年）１１月5日（木）９：３０～１２：３０

熊本市役所議会棟　予算決算委員会室

１　開　会

２　前回の審議のまとめ

３　協議
〇熊本市いじめ防止等基本方針【改定案】の検討
〇いじめアセスメントシート（案）の検討

４　諸 連 絡

５　閉　会

第7回　熊本市教育行政審議会　座席表

日時：令和8年（2026年）11月5日（木）9：30～
場所：熊本市役所議会棟2階　予算決算委員会室

熊本学園大学社会福祉学部教授
社会福祉学部長
出川　聖尚子　会長

会　長

日本大学文理学部教授
末冨　芳　委員

熊本市教育委員
村田　槙　委員

臨床心理士
スクールカウンセラー
江﨑　百美子　委員

保護者
西村　則子　委員

熊本市立北部中学校長
打出　敬　委員

日本体育大学大学院
体育科学研究科教授
南部　さおり　委員

熊本大学名誉教授
吉田　道雄　委員

弁護士
村田　晃一　委員

教育ジャーナリスト
星槎大学客員教授
中西　茂　委員

オンライン
兵庫教育大学大学院
学校教育研究科教授/弁護士
神内　聡　委員

報道関係者（報道カメラエリア）・傍聴席

（事務局）

熊本市教育行政審議会委員

	区分	氏名	所属団体・役職等
1	学識経験者	出川　聖尚子	熊本学園大学社会福祉学部教授・社会福祉学部長
2	学識経験者	南部　さおり	日本体育大学大学院体育科学研究科教授
3	学識経験者	末冨　芳	日本大学文理学部教授
4	学識経験者	神内　聡	兵庫教育大学大学院学校教育研究科教授 弁護士
5	学識経験者	吉田　道雄	熊本大学名誉教授 熊本市いじめ防止等対策委員
6	地方教育行政関係者	村田　槙	熊本市教育委員
7	法曹関係者	村田　晃一	弁護士
8	医療福祉関係者	江﨑　百美子	臨床心理士 スクールカウンセラー
9	報道関係者	中西　茂	教育ジャーナリスト 星槎大学客員教授
10	保護者	西村　則子	保護者
11	教職員	打出　敬	熊本市立北部中学校長
12	教職員	西　崇伯	熊本市立高橋小学校長

【委員の任期】令和7年（2025年）7月1日～令和9年（2027年）3月31日
11・12に関しては令和7年（2025年）8月1日～令和9年（2027年）3月31日

第７回　熊本市教育行政審議会資料

令和８年（２０２６年）１１月５日（木）
熊本市教育委員会事務局

１　熊本市いじめ防止等基本方針【改定案】の検討

２　今後のスケジュール

【協議資料】
１　熊本市いじめ防止等基本方針【改定案】
２　アセスメントシート（案）

【参考資料】
１　第５回までの審議のまとめ
２　神内委員からの追加意見
３　中西委員提供資料
４「安心して過ごせる学校づくりのための意見交換会」
　分科会におけるこどもたちの意見まとめ

１　熊本市いじめ防止等基本方針【改定案】の検討

序章
　１　はじめに
　２　いじめの定義

第１章　いじめに対する平時の備え（未然防止・体制整備）
　　１　学校の役割
　　（１）「学校いじめ防止等基本方針」の策定と周知
　　（２）学校いじめ防止等対策委員会の設置と運用
　　（３）いじめについての共通理解
　　（４）支持的風土の醸成のための校内研修の実施
　　（５）児童生徒の自己有用感や自己肯定感の育成
　　（６）いじめに向かわせない態度・能力の育成
　　（７）いじめが起きにくい集団の育成
　　（８）警察等関係機関との連携強化
　　（９）インターネットを利用したいじめへの対応

１　熊本市いじめ防止等基本方針【改定案】の検討

第１章　いじめに対する平時の備え（未然防止・体制整備）
　　２　教育委員会の役割
　　（１）研修体制の充実・整備
　　（２）熊本市いじめ防止等対策委員会の設置と運用
　　（３）局内や市長部局、警察等関係機関との連携
　　（４）教育委員会が行うその他必要な施策
　　３　児童生徒への働きかけ
　　（１）自他の尊重
　　（２）いじめ防止への姿勢
　　（３）いじめの発見・相談につなぐ行動
　　４　家庭・地域に期待することへの働きかけ
　　（１）規範意識を向上させるための家庭教育の充実
　　（２）学校や関係機関との連携
　　（３）地域の見守り

１　熊本市いじめ防止等基本方針【改定案】の検討

第２章　いじめの対応について（早期発見・早期対応）
　１　いじめ対応の考え方
　２　いじめを早期に発見するための対策
　３　発見と事実確認
　４　安全確保および別室指導、出席停止の措置について
　５　いじめの対応レベル判断から解決に向けて
　（１）教育的機会として見守るレベル（レベル１）
　（２）積極的に支援するレベル（レベル２）
　（３）強制的に介入するレベル（レベル３）
　（４）教育委員会の対応
　６　報道機関・ＳＮＳへの対応
　（１）報道機関の対応
　（２）ＳＮＳへの対応

１　熊本市いじめ防止等基本方針【改定案】の検討

第３章　重大事態への対処
　１　教育委員会又は学校による調査
　（１）重大事態の意味
　（２）重大事態の発生と報告
　（３）重大事態に対する調査及び組織
　（４）調査結果の報告
　（５）調査結果の公表
　２　市長による再調査及び措置
　（１）再調査
　（２）再調査の結果を踏まえた措置等

おわりに

２　今年度のスケジュール

熊本市教育行政審議会（令和８年度）			
令和８年	６月１日	第４回	前回のまとめ、論点に関する意見交換
	7月１３日	第５回	熊本市いじめ防止等基本方針【骨子案】についての検討
	１０月５日	第６回	熊本市いじめ防止等基本方針【改定案】についての検討
	１１月５日	第７回	熊本市いじめ防止等基本方針【改定案】についての検討
令和９年	１月予定	第８回	熊本市いじめ防止等基本方針【改定案】についての検討
	３月予定	手交式	答申手交式

熊本市いじめ防止等基本方針（改定案）

平成２６年３月策定
平成３０年１月改定
令和７年３月改定
令和９年３月改定

熊本市

序章
１　はじめに
２　いじめの定義

第１章　いじめに対する平時の備え（未然防止・体制整備）
１　学校の役割
（１）「学校いじめ防止等基本方針」の策定と周知
（２）学校いじめ防止等対策委員会の設置と運用
（３）いじめについての共通理解
（４）支持的風土の醸成のための校内研修の実施
（５）児童生徒の自己有用感や自己肯定感の育成
（６）いじめに向かわせない態度・能力の育成
（７）いじめが起きにくい集団の育成
（８）警察等関係機関との連携強化
（９）インターネットを利用したいじめへの対応
２　教育委員会の役割
（１）研修体制の充実・整備
（２）熊本市いじめ防止等対策委員会の設置と運用
（３）局内や市長部局、警察等関係機関との連携
（４）教育委員会が行うその他必要な施策
３　児童生徒への働きかけ
（１）自他の尊重
（２）いじめ防止への姿勢
（３）いじめの発見・相談につなぐ行動
４　家庭・地域への働きかけ
（１）規範意識を向上させるための家庭教育の充実
（２）学校や関係機関との連携
（３）地域の見守り

第２章 いじめの対応について（早期発見・早期対応）
１　いじめ対応の考え方
２　いじめを早期に発見するための対策
３　発見と事実確認
４　安全確保および別室指導、出席停止の措置について
５　いじめの対応レベル判断から解決に向けて
（１）教育的機会として見守るレベル（レベル１）
（２）積極的に支援するレベル（レベル２）
（３）強制的に介入するレベル（レベル３）

（４）教育委員会の対応
６　報道機関・ＳＮＳへの対応
（１）報道機関の対応
（２）ＳＮＳへの対応

第３章　重大事態への対処
１　教育委員会又は学校による調査
（１）重大事態の意味
（２）重大事態の発生と報告
（３）重大事態に対する調査及び組織
（４）調査結果の報告
（５）調査結果の公表
２　市長による再調査及び措置
（１）再調査
（２）再調査の結果を踏まえた措置等

おわりに

別添資料
※１　いじめアセスメントシート
※２　いじめ重大事態発生時の対処

序章

１　はじめに

いじめ問題は、児童生徒のみならず全ての大人に関わる問題であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある深刻な問題である。これまでもいじめを背景として尊い命が失われる痛ましい事案が発生しており、学校におけるいじめ問題は社会全体の課題となっている。

このような状況を踏まえ、平成２５年９月にいじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）が施行され、同年１０月には「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）が定められた。いじめ問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であるとの認識のもと、本市においても平成２６年３月に「熊本市いじめ防止等基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を策定し、本市教育委員会を中心として、「いじめのサインを見逃さない、いじめを許さない、いじめが起こりにくい集団づくり」を基本に、家庭・地域・関係機関と連携しながら、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応に取り組んできた。

いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校活動全体を通じて実施されなければならない。そのためには、児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼすいじめが決して許されない行為であることを、全ての児童生徒が十分に理解し、集団全体にいじめを許容しない風土を醸成することが重要である。

一方で、児童生徒の成長過程では、対人関係における一定のトラブルが生じることは避けられない。むしろ、そのような摩擦や失敗を経験しながら、自己理解や他者理解を深め、主体的に問題を解決する力を身につけることは、児童生徒の発達上も必要なことである。そのため、もし大人が人間関係におけるトラブルを一切許容せず、全てをいじめであるとして過剰に介入してしまえば、児童生徒が摩擦や失敗から学び、成長する機会を奪うことにもなりかねない。児童生徒を見守る保護者や教職員には、トラブルの態様、背景、人間関係、継続性、故意性及び被害の程度等を見極めて、介入の要否や程度を判断することが求められる。

そこで、本市では、児童生徒の安全を最優先とする姿勢を堅持するとともに、成長過程で生じる当然の人間関係上の問題を主体的に解決する経験が、児童生徒の成長につながる教育的機会であると捉え、いじめへの対応を行う。それによって、児童生徒は、他者と協働しながら課題を解決する力や、自ら考え主体的に行動する力など、将来社会の中で自立して生きていくために必要な力を身に付けることができると考える。

このような考えのもと、市の基本方針を改定し、国・県・市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携して、いじめの防止、早期発見及び対処を総合的かつ効果的に推進し、全ての児童生徒の最善の利益の実現と、いじめ問題の克服を目指すものである。

２　いじめの定義

法第２条[1]において、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

「一定の人的関係」とは、学校・学級・部活動・塾・スポーツクラブ等、学校内外を問わず当該児童生徒が関わっている何らかの人間関係を指す。

「心理的な影響」とは、恐怖、不安、無力感等を与え、心身の健康や学習活動、人間関係に影響を及ぼすことを意味する。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、物を隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

現在、本市ではこの定義に基づいていじめの認知と対応を行っているが、児童生徒が成長する上で経験する対人関係の摩擦もいじめとして捉えられ、児童生徒の成長の機会が失われていると同時に教職員がいじめ事案への対応に多くの時間と労力を費やしている。

そこで本市は、法第２条の定義でのいじめの認知を行いつつ、いじめの状況から児童生徒にとって必要な経験は何かを学校が判断し、いじめへの対応を行う。

具体的ないじめには、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

---

[1] ○　いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）
(定義)
第２条　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
２　この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
３　この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

第１章　いじめに対する平時の備え（未然防止・体制整備）

１　学校の役割

（１）「学校いじめ防止等基本方針」の策定と周知

学校は、国及び市の基本方針を踏まえ、学校の実情に応じた「学校いじめ防止等基本方針」を策定する。その際、児童生徒やその保護者、地域の意見を反映するとともに、策定後は教育委員会への提出及び年間指導計画の報告を行う。また、方針を公表し、入学時や各年度当初に児童生徒、保護者、関係機関等へいじめへの対応方針やいじめの定義で示した具体的ないじめ事例を周知する。

（２）学校いじめ防止等対策委員会の設置と運用

学校は、法第２２条[2]に基づき、いじめの防止、早期発見及び適切な対処を組織的かつ実効的に推進するため、(学校名）いじめ防止等対策委員会を常設し、年間２回以上の開催に努め、以下の取組を行う。

①　「学校いじめ防止等基本方針」の策定・見直し及び取組の評価
②　いじめの実態把握と未然防止に向けた具体的方策の検討
③　外部専門家の知見の活用
④　いじめ事案への組織的対応の推進及び協議・調整
⑤　重大事態発生時における教育委員会との連携対応

学校いじめ防止等対策委員会は、管理職、生徒指導担当、学年主任、養護教諭、学級担任等の教職員を中心に、必要に応じて心理・福祉等の専門家や関係者で構成する。また、状況に応じてＰＴＡや学校運営協議会委員等の地域関係者へ情報提供を行い、その意見を聴くことができる。

（３）いじめについての共通理解

①　学校は、職員会議等を通して、全ての教職員が学校いじめ防止等基本方針に基づいて対応することを徹底する。また、教職員がいじめの問題を一人で抱え込むことなく、学校全体で情報を共有しながら組織的かつ一貫した対応を行う。

②　学校は、年間を通じて、適宜児童生徒がいじめの問題について系統的に学ぶ機会を設定する。

③　障がいのある児童生徒が加害者や被害者となるいじめについては、教職員が障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用して情報を共有する。また、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見等を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

④　大規模災害等により被災し、避難生活を送っている児童生徒について

---

[2] ○　いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）
(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)
第２２条　学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

は、教職員が非日常的な環境による不安やストレスなどの心身への影響を十分に理解し、適切な心のケアを行いながらいじめの未然防止・早期発見に努める。

（４）支持的風土の醸成のための校内研修の実施

学校は、児童生徒一人一人を大切にし、互いに認め合い支え合う学校づくりを進めるため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸課題等に関する校内研修を年間指導計画に位置づけ実施する。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用し、教職員の児童生徒理解や相談対応に関する資質・能力の向上を図る。

（５）児童生徒の自己有用感や自己肯定感の育成

学校は、全ての教育活動を通して、児童生徒が主体的に行動し、自分が周囲の役に立っていると実感できる自己有用感や、自分のよさや可能性を認め、自分は大切な存在であると思える自己肯定感を育む。

（６）いじめに向かわせない態度・能力の育成

① 学校は、いじめ発生時における学校の対応方針をあらかじめ児童生徒や保護者に示すことで、安心して学校生活を送ることができる環境を整えるとともに、いじめの抑止につなげる。

② 学校は、児童会・生徒会活動等を通して、児童生徒がいじめの問題を自分事として捉え、主体的にいじめ防止に取り組む活動を推進する。

③ 学校は、教職員及び児童生徒の人権意識を高めるための教育や啓発活動の充実を図る。

④ 学校は、教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実を図る。

⑤ 学校は、様々な体験活動や読書活動を通して、他者への理解や思いやりの心を育む。

⑥ 学校は、集団の一員としての自覚やコミュニケーション能力等を育成する。人間関係から発生する困難に対して、前向きにかつ適切な対応ができる対人関係力を身につけさせる。

⑦ 学校は、部活動等を通して、規範意識や協調性、責任感などの社会性を育成し、対人関係力の育成を図る。

（７）いじめが起きにくい集団の育成

① 学校は、一人一人の大切さが理解できる授業づくりを推進する。

② 学校は、児童生徒間の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる場を設定する。

③ 学校は、児童生徒一人一人を大切にし、互いに認め合い支え合う学級づくりを進める。

④ 学校は、児童生徒が人間関係に関する悩みや様々なストレスに適切に対

処できる力を育む。

（８）警察等関係機関との連携強化

学校は、いじめを行った児童生徒に対して、教職員の共通理解の下、保護者や関係機関・専門機関と連携しながら指導・支援を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に寄り添いながら支援体制を整えるとともに、必要に応じて関係機関と連携する。さらに、いじめが犯罪行為に当たる場合や児童生徒の生命・身体に重大な被害が生じるおそれがある場合には、警察と連携し迅速かつ適切に対処する。

（９）インターネットを利用したいじめに対して

学校は、インターネット上のいじめは重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを児童生徒に理解させる取組を行う。

２　教育委員会の役割

（１）研修体制の充実・整備

教育委員会は、いじめの防止等の対策を適切に推進するため、教職員研修の充実を図り、校長をはじめ全ての教職員のいじめ問題への対応力やリスクマネジメント能力の向上に努める。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用した校内研修を推進し、児童生徒への理解や相談対応に関する知識及び技能の向上を図るとともに、初任者研修や臨時的任用教員研修等を通して、経験の浅い教職員の指導力向上に努める。

（２）熊本市いじめ防止等対策委員会の設置と運用

教育委員会は、法律第１４条第３項[3]に基づいて、いじめ問題に対する具体的な施策の検討や効果の検証を行うため、熊本市いじめ防止等対策委員会を設置する。熊本市いじめ防止等対策委員会は、専門的な立場から次のような役割を担う。

① いじめ防止等に関する専門的な調査・審議及び教育委員会への提言
② 学校からのいじめに関する通報・相談への対応及び第三者機関としての問題解決支援
③ 教育委員会が必要と判断した場合における、法第２４条に基づくいじめ事案の調査

---

[3] ○ いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）
(いじめ問題対策連絡協議会)
第１４条　地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

④　いじめによる重大事態（法第２８条）[4]が発生し、教育委員会が調査を行うと判断した場合の速やかな調査・対応

⑤　熊本市いじめ防止等対策委員会は、教育長が委嘱する弁護士、学識経験者、臨床心理士又は公認心理師、医師の専門家で構成する。

（３）局内や市長部局、警察等関係機関との連携

①　教育委員会による関係機関との連携

教育委員会は、こどもの権利サポートセンター、児童相談所、医療機関、熊本地方法務局等と連携し、児童生徒の悩み相談やいじめ防止に対応する体制づくりを推進するとともに、警察やスクールサポーターとの連携を強化し、いじめの未然防止や早期発見に努める。また、警察署や交番との顔の見える関係づくりを進めながら、熊本県学校等警察連絡協議会、地区学校等警察連絡協議会、広域学校等警察連絡協議会への参画や非行防止ネットワーク会議の開催を通して、関係機関との円滑な連携体制の構築を図る。

②　庁内関係課との連携

本市は、教育委員会を中心に庁内関係課との連携を図るため、情報の共有化を図る機会を設け、いじめ問題を解消する取組について検討し、関係部署が連携してその推進に努める。

（４）教育委員会が行うその他必要な施策

①　教育委員会は、教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組めるようにするため、教職員が行う業務を見直し、いじめに十分に対応ができる時間の確保を図る。

②　教育委員会は、熊本市立小中学校の管理運営に関する規則で基づく出席停止の制度や手続きにについて、学校や保護者へ周知する。

③　教育委員会は、学校評価及び教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、未然防止の取組や発生時の対応状況等を適切に評価するよう必要な指導・助言を行う。

④　教育委員会は、いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒が異なる学校に在籍している場合でも、指導や助言を適切に行うことが

---

[4] ○　いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）
(学校の設置者又はその設置する学校による対処)
第２８条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

できるようにするため、生徒指導主任・主事会等を通じて学校相互間の連携・協力体制の整備に努める。

⑤　教育委員会は、保護者がこどもの規範意識を育み、法に規定された保護者の責務等を果たしながら適切に関わることができるよう、家庭教育学級等での啓発活動や相談窓口の周知等によって家庭への支援を行う。

⑥　教育委員会は、学校評議員制度等を活用し、保護者や地域住民が学校が抱える課題を共有し、地域全体で解決に取り組む仕組みづくりを推進する。

３　児童生徒への働きかけ

（１）自他の尊重

学校は、児童生徒が自分のよさや可能性を見つめ、自分がかけがえのない存在であることと他者との違いを認め、互いを理解し尊重する態度を育てる。

（２）いじめ防止への姿勢

学校は、児童生徒がいじめを行う側にも、いじめを受ける側にもなる可能性があることを理解し、いじめをしない、させない見方や行動を身に付けるとともに、いじめを見過ごさず、よりよい人間関係づくりに主体的に取り組む態度を育てる。

（３）いじめの発見・相談につなぐ行動

学校は、児童生徒に相談機関を周知する。児童生徒がいじめを受けたときには、一人で抱え込まずに周囲に相談し、周囲にいじめを発見したときには、学校の教職員や保護者等に伝える態度を育てる。

４　家庭・地域への働きかけ

（１）規範意識を向上させるための家庭教育の充実

学校は、家庭や地域と協働して、児童生徒がよりよい人間関係を築き、主体的にいじめ問題の解決に取り組む態度を育成する。また、学校は家庭と協働して、いじめをしない、させない意識を育てるとともに、困ったときに相談する力や、インターネットを適切に利用する力の育成に努める。

（２）学校や関係機関との連携

学校は、家庭や地域がいじめを発見したとき、又はいじめの疑いがあると感じたときは、学校、関係機関、その他の相談窓口等へ速やかに相談・通報できるよう、相談窓口を周知する。

（３）地域の見守り

学校は、児童生徒が健やかに成長できるよう、家庭や地域と連携しながら見守り活動への協力を求める。また、家庭や地域と連携していじめの早期発見に努め、適切な支援につなげる。

第２章 いじめの対応について（早期発見・早期対応）

１　いじめ対応の考え方

学校は、児童生徒の安全確保及び教育的指導の中心的役割を担う。しかし、学校のみで解決が困難な事案や、学校外に主たる原因又は発生場所がある事案については、それぞれの専門性を有する関係機関が主体的に関与し、組織的な支援を行うものとする。

特に、インターネット上のいじめ、在籍校を超えて関係者が存在する事案については、教育委員会、市長部局、警察、児童相談所その他の関係機関が、それぞれの権限及び専門性に応じて責任を分担し、学校への過度な負担の集中を防ぐものとする。

本市では、いじめを認知した際、その態様、背景、人間関係、継続性、故意性及び被害の程度等を総合的に勘案し、「いじめアセスメントシート」（別添資料※１）を用いて対応レベルを判定する。

２　いじめを早期に発見するための対策

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や相談体制の整備を行う。また、いじめを受けた児童生徒や、いじめを見たり聞いたりした児童生徒が、早い段階で周囲の大人に相談できるよう、早期発信の意識と態度を育成する。

学校は、相談室の設置やスクールカウンセラーに定期的な相談体制を整備する等、いじめを受けた児童生徒やいじめを目撃した児童生徒が相談しやすい環境づくりに努める。また、教職員は、日常的に児童生徒との積極的な関わりをもつことで、児童生徒が安心して相談できる信頼関係づくりに努める。

① 定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、いじめの実態把握に取り組む。

② 「いじめのチェックリスト（保護者用）」を定期的に活用し、その結果を分析して指導や支援に活かす。

③ 保健室の機能を生かした健康相談体制の充実を図る。また、医療機関をはじめとした地域の関係機関等との連携を図るとともに、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心のサポート相談員、学校教育コンシェルジュ等による相談・支援体制を整備する。

④ こどもの権利サポートセンターをはじめとする相談機関について周知し、児童生徒や保護者が必要に応じて相談できる環境づくりに努める。

⑤ 教職員は、日常的に児童生徒の様子に目を配り、生活ノート等を活用して交友関係や悩みを把握し、教職員間で情報共有する。

⑥ 全ての教職員が、児童生徒の心身の状況に配慮した健康観察に取り組む。

⑦ 養護教諭と担任が連携し、健康相談等を通して、いじめの早期発見と迅速な対応に努める。

３　発見と事実確認

いじめは、教職員による発見のほか、児童生徒や保護者からの相談や訴え、きずなアンケート等を通して発見（認知）される。教職員がいじめ行為を直接発見した場合は、直ちに行為を制止するとともに、その場で状況を把握する。その後は学年主任や生徒指導主任・主事、管理職へ報告し、複数の教職員による組織的な対応レベル判断を行う。

学校がいじめの疑いを認知した際には、必要な対応や措置を講じるため、速やかに事実を確認する。いじめの態様や背景、人間関係、被害の程度等に応じて、学校いじめ防止等対策委員会を開催し、事実確認の段階から組織的に対応する。また、緊急性や事案の状況に応じて、授業等を調整しながら事実確認を進めるが、関係する児童生徒を含め、全ての児童生徒の学習機会が損なわれないよう十分配慮する。

事実確認に当たっては、録音やメモ等により記録を作成・保存する。聴き取りを受けた児童生徒への継続的な見守りや必要に応じたカウンセリングなどの支援を行う。確認した事実や今後の対応方針を状況に応じて速やかに教育委員会へ報告し、学校全体で情報を共有しながら、組織的かつ継続的な支援・対応を進める。

４　安全確保および別室指導、出席停止の措置について

学校は、いじめを受けた児童生徒を守るために、直ちにいじめを行った児童生徒にいじめを止めさせる指導を行い、必要に応じていじめを行った児童生徒に対して別室指導その他の措置を講ずるものとする。ただし、いじめを受けた児童生徒が別室での学習を望む場合、学校は、いじめを受けた児童生徒を別室で学習させることもできる。

別室指導の手続について以下に示す。

① 校長は、児童生徒の安全確保のため必要があると認めるときは、いじめを行った児童生徒に対し別室指導を実施することができる。

別室指導の期間の目安は、対応レベル２については２週間程度、対応レベル３については４週間程度とし、児童生徒の状況、安全確保の必要性及び改善状況を踏まえ校長が決定する。

② 別室指導の実施について、学校は保護者に対して別室指導に至った理由、別室指導の期間、別室指導中に行う活動を説明する。

③ 学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者とともに、いじめの経験から回復するための支援を計画する。また、いじめが再発していないかを状況によっては毎日、または週ごとなど定期的に確認する。

④ 学校は、別室指導期間中に、いじめを行った児童生徒及びその保護者とともに、再発防止に向けた支援を計画する。また、学校は、必要に応じて、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向を十分に確認した上で、計画した支援の内容を学校がいじめを行った児童生徒とその保護者に説明する。

なお、児童生徒の安全が確保され、いじめの再発のおそれが低いと認め

られる場合には、別室指導を段階的に解除することができる。また、校長が支援内容の達成状況等を踏まえ、当初予定していた期間より前に別室指導を解除することを妨げない。

⑤　校長は、支援内容及びその実施状況を踏まえてもなお、いじめを受けた児童生徒の安全が十分に確保されていないと認めるときは、別室指導を延長することができる。この場合、校長は２週間ごとに状況を確認し、別室指導の継続の要否について見直しを行うものとする。

⑥　別室指導その他の教育的支援を行ったにもかかわらず改善がみられず、他の児童生徒の教育を受ける権利又は安全が著しく侵害されると認められる場合は、校長は、学校教育法第３５条及び第４９条に基づく出席停止について、教育委員会に具申することができる。なお、具申の目安は、別室指導を２か月行っても改善がみられない場合とする。（注意→厳重注意→特別指導→警告）

教育委員会は、校長の具申及び児童生徒の状況を総合的に勘案し、出席停止が必要であると認めるときは、当該児童生徒に対して出席停止を命ずるものとする。この場合において、教育委員会は、出席停止の理由、期間その他必要な事項を保護者に通知する。

５　いじめの対応レベル判断から解決に向けて

学校は、いじめアセスメントシートを活用し、いじめの態様、背景、人間関係、継続性、故意性及び被害の程度等を総合的に確認し、事案の状況に応じて、教育的機会として見守るレベル（レベル１）、積極的に支援するレベル（レベル２）、強制的に介入するレベル（レベル３）のいずれに該当するかを判断し、適切に対応する。

アセスメントシートの使用については、事案の内容及び児童生徒の心身への影響等を総合的に考慮し、学校の責任において適切に判断するものとする。

（１）教育的機会として見守るレベル（レベル１）

①　担任や学年の教職員は、いじめを受けた児童生徒の安全や心情に十分配慮しながら、いじめを行った児童生徒といじめを受けた児童生徒が主体的に問題を解決できるよう、個別または合同で相互の意思確認の機会を設定する等支援する。

②　学校管理職は、担任や学年の教職員に対して必要な助言や協力を行い、適切に対応できるよう支援する。

③　保護者への連絡については、事案の内容、継続性及び児童生徒の心身への影響等を総合的に考慮し、学校の責任において適切に判断するものとする。

（２）積極的に支援するレベル（レベル２）

①　学校は、いじめを受けた児童生徒に対し、傾聴する、思いに寄り添う等、その児童生徒の安全と安心を最優先に確保する。

② 学校は、いじめを行った児童生徒に対し、必要に応じて、期間を定めて座席を離す、登下校時間をずらす等の措置をとる。

学校は、いじめを行った児童生徒に対し、自らの行為を振り返る機会を確保する。具体的には、担任、生徒指導担当等が面談を重ね、児童生徒の考えや気持ちを引き出しながら自己の行動を振り返らせ、自己理解や行動改善を促す。

③ 学校は、いじめを受けた児童生徒とその保護者及びいじめを行った児童生徒とその保護者に指導方針を説明する。

（３）強制的に介入するレベル（レベル３）

① 学校は、いじめを受けた児童生徒に対し、傾聴する、思いに寄り添う等、その児童生徒の安全と安心を最優先に確保する。

② 学校は、いじめを行った児童生徒に対し、必要に応じて、期間を定めて別室や他の学級等で学ばせる等の措置をとる。

③ 学校は、いじめを行った児童生徒に対し、自らの行為を振り返る機会を確保する。具体的には、管理職や担任、生徒指導担当等が継続的な面談を行い、児童生徒の考えや気持ちを引き出しながら自己の行動を振り返らせるほか、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察スクールサポーター、医療機関と連携して自己理解や行動改善を促す。また、適切な人間関係の築き方を学び、振り返りの成果を言葉や行動で表現できるよう支援し、再発防止と成長につなげる。

④ 学校は、いじめを受けた児童生徒の生命又は身体に重大な危険が生じるおそれのある暴行及び恐喝、性暴力等の触法行為について、警察と連携しながら適切に対応する。

⑤ 学校は、いじめを受けた児童生徒の保護者及びいじめを行った児童生徒の保護者に指導方針を説明する。

（４）教育委員会の対応

① 学校への支援

教育委員会は、学校からいじめの報告を受けたとき、その対応の状況を確認し、事実関係を正確に把握する。その後、児童生徒に対する支援体制や保護者への連絡方法、初期対応、関係機関との連携やスクールロイヤーの活用等、いじめの解決に向けた学校の対処方法について指導・助言を行う。

いじめを受けた児童生徒やその保護者が、失われた安心感や自信を回復し、自らの意思で将来や生活に向き合うことができるよう支援することは、学校のみならず教育委員会の責務である。

教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者、及び対応した教職員にいじめの影響が続いている場合は、臨床心理士等の専門職を学校に派遣し、心のケアを行う。

② 出席停止等の措置

教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和２２年　法律第２６号）第３５条第１項[5]（同法第４９条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒、その他の児童生徒が安心して教育を受けられるよう必要な措置を講ずる。

いじめを行った児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

また、いじめを行った児童生徒及びその保護者、又はいじめを受けた児童生徒及びその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

③ 緊急時における専門家の活用

教育委員会は、学校で緊急事態が発生した場合、それに対応する相談員やスクールロイヤーを活用し、いじめに関する法的な助言や児童生徒等の心理的ケアを行う。

６　報道機関・ＳＮＳへの対応

学校と教育委員会は、報道機関からの問い合わせに際し、個人が特定されず、児童生徒及びその保護者、教職員の人権が侵害されないよう十分配慮しながら対応する。

また、インターネット上で虚偽の事実や真偽不明の事実が流布していたり、悪質な誹謗中傷が行われていたり、関係者に対する看過できない状況が発見された場合は、直ちに警察やスクールロイヤー等と連携しながら、法的措置も含め、毅然とした姿勢で対応する。

（１）報道機関の対応

① 学校から教育委員会への事案の報告の遅れが隠蔽等の疑いにもなりかねないため、管理職は迅速に対応する。

② 学校と教育委員会における報道対応の窓口はそれぞれ一本化し、その対応は管理職とする。

---

[5] ○　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）

（児童の出席停止）

第３５条　市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

三 施設又は設備を損壊する行為

四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

２　市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

３　前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手続に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

４　市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

③　個人が特定されない範囲で可能な限り確認した事実を伝える必要性がある。
④　報道については、児童生徒の今後の学校生活に影響がでないよう配慮を依頼する。
⑤　学校と教育委員会は憶測が広まることで２次被害が発生する恐れがあることを保護者会等で説明する。
⑥　教育委員会は学校管理職に報道への対応について研修を行う。

（２）ＳＮＳへの対応

①　学校は、インターネット上に投稿された内容が、児童生徒の今後の学校生活に影響がでる内容であった場合、投稿者やサイトの運営者に内容の削除を要請する。
②　学校及び教育委員会は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者からインターネット上への情報発信の意向が示された場合は、その思いを十分に受け止めた上で、情報の拡散により当事者への誹謗中傷やプライバシーの侵害、事実と異なる情報の流布等の二次的な被害が生じるおそれがあることについて丁寧に説明する。

第３章　重大事態への対処

１　教育委員会又は学校による調査

（１）重大事態の意味

重大事態とは、法第２８条１項１号及び２号で規定する疑いが認められる場合を言う。

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

ただし、児童生徒又は保護者からの申立てがあった場合でも、法２３条２項に基づいて学校が確認した事実関係を踏まえ、社会通念に照らしていじめにより、重大な被害が生じた場合又は相当期間欠席を余儀なくされている場合に該当するとは認められず、重大事態の疑いがあると判断することも困難であるときは、法２８条１項に基づく重大事態の調査ではなく、学校と教育委員会で事実の再確認と再分析を慎重に行った上で、重大事態の調査をしない理由を児童生徒又は保護者に説明する。

（２）重大事態の発生と報告

学校は、重大事態が発生した場合、法第３０条第１項の規定により、事態発生について、速やかに教育委員会を通じて、市長に報告しなければならない。

（３）重大事態に対する調査及び組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断した場合は、速やかに当該事態に係る調査（法第２８条第１項の規定による調査、以下調査という）を行う。

調査の主体は、学校又は教育委員会となる。重大事態については、児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることを調査の目的として位置付けていることから、学校内の様子や教職員・児童生徒の状況は児童生徒が在籍する学校が最も把握していることを踏まえ、熊本市いじめ防止等対策委員会から指導助言を受けながら、学校主体で調査を行うことを原則とする。ただし、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴え、それまでの経緯や事案の特性等を踏まえ、必要に応じて教育委員会が主体となって調査を行うことも考えられる。

調査は迅速に行い、その方法については、国の基本方針や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を十分参考にする。

なお、調査組織については、以下の３つが考えられる。

①　教育委員会等方式

教育委員会の指導主事等学校の設置者の職員のほか、必要に応じて弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、い

じめの研究者等の専門家が参画した調査組織とする。公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。

② 第三者委員会方式

全ての調査委員が第三者で構成された調査組織とする。法第１４条第３項に基づき教育委員会に設置される附属機関「熊本市いじめ防止等対策委員会」において実施することも考えられる。第三者委員会方式の場合には、原則として事務局機能を教育委員会が担う。

③ 学校いじめ対策組織方式

各学校に設置されている（学校名）いじめ防止等対策委員会の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織とする。公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。

ただし、学校は、児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずる（法第２３条第２項）。この措置により、事実関係の全貌が十分に明確にされたと教育委員会が判断できた場合は、熊本市いじめ防止等対策委員会の意見を聴取したうえで、再発防止策の検討を行い、新たな調査を行わないことも考えられる。

（４）調査結果の報告

① 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒や保護者に対して説明する。

② いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査の結果に添付すべき書類として市長に送付する。

なお、所見をまとめた文書は、いじめを行った児童生徒又はその保護者、学校、教育委員会も添付することができる。

（５）調査結果の公表

重大事態に対する新たな調査を行った場合、調査主体となった機関は、調査報告書及び個人が特定される情報を除いた公表版を作成する。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ調査報告書を手交し、公表の意思を確認する。公表の意思が示された場合、教育委員会は、公表版の公表に向けた準備を行う。

２　市長による再調査及び措置

（１）再調査

市長は当該報告に係る重大事態への対処又はそれと同種の事態の発生を防止するために必要があると認めるときは、法第３０条２項の規定に基づき再調査を行うことができる。

再調査を行うに当たっては、その公平性・中立性を図るために、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者についての推薦等を職能団体や大学、学会から受け、第三者としての参加を図る。

（２）再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査の結果を議会に報告しなければならない。また、市長及び教育委員会は、当該重大事態への対処又はこれと同種の事態の発生を防止するためにその結果を踏まえ必要な措置を講ずる。

おわりに

本市では、全ての児童生徒が安心して学び、健やかに成長できる環境づくりを目指し、本方針に基づく取組を着実に推進する。また、国の基本方針の見直しの考え方を踏まえ、熊本市いじめ防止等対策委員会等において、市の基本方針が実情に即して適切に機能しているかを定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。さらに、市の基本方針及び市立小・中・高等学校並びに特別支援学校における学校いじめ防止等基本方針の策定・運用状況を確認し、公表することで、いじめの防止等に継続して取り組む。

いじめアセスメントシート

学校名	手取	中学校	初回評価日		令和8年2月3日
児童生徒名	熊本　太郎	学年	2年生	担任	九州　花子

①いじめの状況

例：太郎が次郎に「犬に似ているね」と言われた。

②チェック項目			受けた	行った	教職員	評価
いじめの状況	連続性	□いじめ行為は1週間以上継続していない（〇）継続している（×）。	〇	△	〇	A
	集団性	□いじめを行った児童生徒は1人（〇）複数（△）集団（×）である。	〇	〇	×	
	力関係	□対等な人間関係である。	△	〇	△	
いじめを受けた児童生徒	登校状況	□登校状況に変化がみられない。	〇		〇	B
	様子	□学校生活を楽しいと思える。	×		△	
	友人関係	□友人関係で孤立していない。	△		×	
回復力・主体性	主体性	□いじめを受けた児童生徒に問題解決の意欲がある。	〇		〇	A
	協同性	□いじめを受けた児童生徒に教職員以外の協力者がいる。	〇		〇	
	援助	□不安を感じた時に、他者に援助を求めることが出来る。	〇		〇	
いじめを行った児童生徒	行動変容	□指導後にいじめ行為が止めている（〇）止めていない（×）。		×	〇	B
	認識	□自らの行為に改善の必要性があると理解している。		×	×	
	受容性	□担任の指導を真摯に受け止めている。		×	×	

〇	△	×
該当	概ね該当	非該当

A	B
安心	不安

※アセスメントシートは、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒と面接し、確認しながら作成する。

③対応レベル判定

Lv3の通報の判断の目安	〇いじめが触法行為に当たり、司法や児童福祉の関与が必要と判断された場合。 〇いじめを受けた児童生徒が精神疾患等で治療を受ける必要性が出た場合。
レベル2	

※学校が警察や専門機関への通報が必要と判断した場合はレベル3の対応をする。

④いじめ重大事態判定

重大事態を想定する事例	□自殺　□入院加療　□性暴力　□凶器使用　□意識消失 □骨折　□自殺の強要　□恐怖によるトラウマ反応　□盗撮 □脳震とう　□熱傷　□転校　□30日以上欠席 □広範な皮下出血　□裂傷

※重大事態の事例であり、その他の事案も想定される。

参考資料１

第６回までの審議のまとめ

はじめに

【審議会からの意見】
１　今回の改定のスタートラインは何だったかについて、「はじめに」であったり、それから１章の２「いじめ対応の考え方」の部分にもう少し盛り込んだ方がいい
２　最終段落：この時に関係機関との連携の前提となる設置者としての立ち位置をちゃんと示しておく必要がある
３　学校や市の意気込みみたいなものが文章のどこかから感じられるようにしてほしい
４　４段落目：「そうであれば」はいらないのではないか

第１章　いじめの防止等のための対策の基本的な方向

１　いじめの定義

【審議会からの意見】
１　この方針がどこまで（どの人間関係まで）の効力を持つのか。学校内だけなのか
２　学校で起きたことだけを対象にするという限定は難しいのではないか
３　市全体としてのいじめ防止対策の指針が別途必要ではないか
４　心理的な影響についての定義はいらないのか

２　いじめ対応の考え方

【審議会からの意見】
１　明確に対応方針を書いた方がいい
２　被害者中心主義が全く書かれていない。被害者の安全確保とケアが最優先である
３　加害した児童生徒が再発をしない、繰り返さないようにすることが原則である、と書かれていないと、何をしていいのかわからない
４　対応の基本的な考え方を箇条書き等にまとめ明記したほうがよい

アセスメントシート

【審議会からの意見】
１　アセスメントシートを使うのは学校で起きたいじめが前提
２　レベルを学校が判断するためだけでいいのか。学校がどこまで対応すべきなのかについても、このアセスメントシートが対応するのか。

第２章　いじめに対する平時の備え（未然防止）

【審議会からの意見】
１　（未然防止、体制整備）のような書き方をされる方が良い
２　「４児童生徒の自己有用感や自己肯定感の育成」は第２章の方が良い
３　「１児童生徒」と「２家庭・地域」が浮いている。児童生徒や家庭地域が心得なければならないことが何か訓示的に書かれている。児童生徒や家庭、地域というところが主語になるのではなくて、行政側は児童や生徒にどういうふうに教育すべきかだとか、家庭や地域にどういうふうに働きかけるべきかというふうな書き方にすべき。今書いているものは別のところでこどもたちに示すべき冊子のようなものを作る。

２　家庭・地域

【審議会からの意見】
１　心構えリスト程度にしか書かれていない

３　学校

【審議会からの意見】
１　項の並びは（２）（３）（１）の順が良い
２　（２）は「学校いじめ防止等基本方針」の策定と周知ではないか
３　児童生徒や保護者に対して、これがいじめであると徹底するべきではないか
４　「インターネットに起因するいじめ」ではなく「インターネット等を利用したいじめ」ではないか

第３章 いじめの対応について（早期発見・早期対応）

【審議会からの意見】
１　別室指導について、コンパクトな形でもいいが、まず１ヶ月間別室なのか、ものすごく重大なので３ヶ月別室でにするのかも含めて、対応や期間を決めるとよい

３　いじめの対応レベル判断から解決に向けて

【審議会からの意見】
１　レベル１から報告をあげるのかどうかを明記する
２　（３）には「医療機関との連携」を入れる必要がある
３　（４）には被害者への支援は、教育委員会の責務と書く。併せて教職員のケア体制についても明記する

４　報道機関への対応

【審議会からの意見】
１　インターネットにおける情報への対応も必要である
２　教育委員会の役割は支える立場である
３　「どのレベル感で、どのタイミングで報告するのか」を保護者にも分かるような原則として明記する
４　被害者からのインターネットによる拡散への事前対応について明記する
５　対応の窓口を一本化するべきである

第４章　重大事態への対処

１　教育委員会又は学校による調査

【審議会からの意見】
１　（３）については、重大事態じゃないと判断できる場合については、重大事態としての調査をしないで、別のやり方もあるが、例外的に付記されているので、それも合わせて書くとよい。熊本市独自の解釈を交えて付記することもできる
２　（５）については、チャートのようなものを作って、流れを整理した方がよい

第５章　再発防止への取組

【審議会からの意見】
１　５章の内容は２章に書いておいた方がいい

参考資料２

熊本市教育行政審議会 261005 メモ

●　いじめ方針改訂案

（12 頁）

・報道機関への対応だけでなく、ネット対応も必要ではないか？

（文例）

４　報道機関への対応

　学校と教育委員会は、報道機関からの問い合わせに際し、個人が特定されず、児童生徒及びその保護者、教職員の人権が侵害されないよう十分配慮しながら対応する。

　また、インターネット上で虚偽の事実や真偽不明の事実が流布していたり、悪質な誹謗中傷が行われていたり、関係者に対する看過できない状況が発見された場合は、直ちに警察やスクールロイヤー等と連携しながら、断固とした法的措置を講じる。

（13 頁）

・児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

→　この後に、国のガイドラインの改訂版に準じて、例外的に調査を必要としない場合を付記すべきでは？

（文例）

　ただし、児童生徒又は保護者からの申立てがあった場合でも、法 23 条 2 項に基づいて学校が既に確認した事実関係に基づき、社会通念に照らしていじめにより重大な被害が生じた場合又は相当期間欠席を余儀なくされている場合とは明らかに判断できない場合ないし判断することが困難な場合は、法 28 条 1 項に基づく重大事態の調査ではなく、学校と教育委員会で事実の再確認と再分析を慎重に行った上で、重大事態の調査は行わないものとし、児童生徒又は保護者に対し、その旨を報告する。

（全体）

・AI の活用は記載する？

→　加害児童生徒への個別支援計画の作成等は、AI は有効。

→　いじめ重大事態調査を開始すべきかどうか判断が迷う事実関係の場合の判定も、AI は有効。

参考資料３

明日をひらく都市
OPEN×PIONEER
YOKOHAMA

横 浜 市 記 者 発 表 資 料

令 和 ８ 年 ８ 月 ４ 日
教育委員会事務局不登校支援・いじめ対策部

令和７年度いじめ防止対策推進法に基づく重大事態調査の実施状況について

横浜市では、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）に基づき、児童生徒が心身の苦痛を感じているものを広くいじめとして捉え、積極的な認知と、法に則った調査への速やかな移行を徹底しています。

令和７年度から組織体制を強化し、デジタル活用も進めながら、同年度中に調査が終了した事案について、令和７年２月に改訂された「いじめ重大事態に関する調査結果の公表ガイドライン」に則り、調査結果等を集約して公表します。

１　令和７年度調査終了事案　82 件（うち、１件については個別公表済み（令和８年３月））

調査終了事案には、悪口を言われる、仲間はずれにされる、たたかれたり蹴られたりする等により心身等に被害が生じた疑いのある事案（21 件）や、相当の期間学校の欠席を余儀なくされた疑いのある事案（32 件）、両方に該当する事案（29 件）がありました。

調査は、学校と教育委員会事務局が連携し、いじめを受けた児童生徒・保護者の意向に寄り添い、適時の支援と併せて迅速に進めました。

（学校種別内訳）

小学校　43 件、中学校　28 件、高等学校　３件、学校種等非公表※　８件

※児童生徒・保護者の意向により非公表

２　重大事態調査の実施状況の振り返り

（１）いじめを受けた児童生徒・保護者の意向に沿った調査の実施と支援

いじめを受けた児童生徒・保護者の中には、いじめを行った児童生徒・保護者に対する、重大事態として調査する旨の説明を望まないケースがありました。このような場合は、いじめを受けた側の意向に十分配慮するとともに、児童生徒への速やかな支援や学校における再発防止の取組を組織的かつ重点的に共有し、実践することで、安心して学ぶことができる環境の確保に努めました。今後も、法の趣旨を踏まえつつ、個々の状況に応じた柔軟かつ丁寧な対応に努めていきます。

（２）関係性に着目した状況把握と初期対応の重要性

いじめやその疑いを把握した初期段階において、いじめを受けた側から、「いじめを行った児童生徒や周辺の児童生徒には確認しないでほしい」との意向が示されたり、重大事態調査へ移行した後においても、（１）のような意向が示された事案がありました。

こうした意向の背景には、児童生徒間や集団内の関係性、本人が抱える不安など、事案の理解や課題解決に向けた重要な要素が含まれている場合があります。そのため、学校においては、日頃から児童生徒一人ひとりの状況を把握するとともに、個人間の関係性や学級・集団の

裏面あり

状況についても、多角的な視点から丁寧に整理・把握しておくことが重要です。

また、初期対応の段階では、こうした背景や関係性等を十分に踏まえながら、いじめを受けた側の不安の軽減に向けたきめ細かな説明や支援を行うとともに、いじめを行った側への指導や支援を行うことが求められます。適切な初期対応を行うことで、事案の重篤化を防止し、児童生徒の安心・安全の確保につなげていきます。

（３）再発防止に向けた取組のさらなる充実

重大事態調査の実施に当たっては、事実関係の確認や児童生徒への支援・指導等に取り組むとともに、再発防止策を検討・実行していくことが求められます。

各学校では、未然防止から重大事態調査の各段階において再発防止策を策定し、実践していますが、今回の公表事案の約３割に SNS が関係している状況を踏まえ、情報リテラシー教育の充実等も含まれています。

児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境を確保するため、家庭や地域、関係機関等との連携を一層強化し、実効性のある取組を継続的に推進していきます。

３　令和８年度の取組

いじめやその疑いを把握した段階で、ヒアリングシート等を活用して事実関係を可能な限り明らかにするとともに、児童生徒の心情・背景事情、とりまく関係性を丁寧に把握・整理するための研修等を実施し、組織的対応を徹底します。

あわせて、早期発見・即対応の強化に向けて、専門家の活用を進めるとともに、「いじめ対応情報管理システム」（学校と教育委員会の間で、いじめ認知等の情報を一元管理するシステム）に、重大事態に関連し得るキーワードの抽出や欠席状況等のスクリーニング機能を充実させ、学校と教育委員会が連携して速やかに対応を進めます。

さらに、未然防止の取組として、「横浜子ども会議」や「横浜市いじめ防止市民フォーラム」等の、児童生徒が主体的にいじめについて考え、保護者、地域等からの多様な意見を聴く機会を充実させるとともに、これらの取組の周知に努めます。

このように、子どもも子どもたちを見守る大人も「いじめを絶対に許さない」という意識を共有し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会を実現できるよう、引き続き取り組んでまいります。

４　いじめ防止に向けた取組事例（令和７年度）

（１）横浜子ども会議

～いじめをしない自分でいるために～

開催：令和７年８月 28 日（南区交流会）、８月 29 日（旭区交流会）ほか

▶動画はこちら　https://www.youtube.com/watch?v=-wDW8huFPTs

▶横浜市教育委員会公式 note「ヨコエデュ！」記事はこちら

いじめをしない自分でいるために、子どもたちが話し合う。

https://yokohamacity-edu.note.jp/n/nc41fba2ac3e9

次頁あり

（２）横浜市いじめ防止市民フォーラム

－学校から地域に広げていく、いじめの未然防止の輪－

開催：令和７年 12 月 23 日

▸動画はこちら　https://www.youtube.com/watch?v=0gBJ5ykSbMw

▸横浜市教育委員会公式 note「ヨコエデュ！」記事はこちら

「これって、いじめ？」子どもと大人が本音で話した日

https://yokohamacity-edu.note.jp/n/n74b4f9b547b7

（３）市民向け啓発リーフレット『大人が知っておきたい「いじめ」のこと』

発行：令和７年 12 月

▸資料はこちら

・大人が知っておきたい「いじめ」のこと

・おとながしっておきたい「いじめ」のこと

（やさしいにほんご）

https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/ijime/bunya16000.html#D8A06

５　添付資料

別紙１：横浜市いじめ問題専門委員会からの意見（令和８年７月 23 日答申）

別紙２：いじめ重大事態に関する調査結果の公表ガイドライン（答申）

（令和７年２月改訂版）概要

別添資料：今回の公表事案一覧（81 件）

裏面あり

（別紙１）横浜市いじめ問題専門委員会からの意見（令和８年７月 23 日答申）

令和８年７月 16 日付で諮問のありました、令和７年度いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます。）に基づく重大事態調査の実施状況について、次のとおり意見を具申します。

（１）いじめを受けた児童生徒・保護者の意向に沿った調査の実施と支援について

重大事態調査に移行した後、いじめを行った児童生徒・保護者に対して、重大事態として調査が進められる旨の説明を望まない事案が相当数あったという趣旨の分析がなされています。

重大事態調査は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするために行う調査であるとされていますが（法 28 条１項）、法 28 条１項各号の要件に該当すれば例外なく調査を実施する義務があるとしていますので、調査開始時点においては、さまざまな状況が想定されます。当事者間において、事実関係の認識が熾烈に争われている場合もあれば、その反対に、すでに事実関係について背景事情も含めて詳細な事実確認が行われ、関係者間において事実関係に争いがないという場合もあると思われます。

そうだとすれば、重大事態調査を開始するにしても、その具体的な状況に照らして、重大事態への対処や同種事態の再発防止を実現するために、どのような事実関係を明らかにする必要があるのか（調査事項）、事実関係を明らかにするためにどのような調査をし、誰に話を聴く必要があるのか（調査方法・調査対象）等を、いじめを受けたとされる児童生徒やその保護者から丁寧に意向を聴取したうえで調査のあり方を丁寧に検討し、対応する必要があります。

また、それまでに学校が行った事実確認により、すでに背景事実も含め詳細な事実関係が明らかにされており、関係者の中で争いがないという場合であれば、重大事態調査における事実調査の側面の重要性は後退し、いじめを受けたとされる児童生徒への心理的・教育的支援や同種事態の再発防止策の提言の側面に力点を置いた重大事態調査を実施するということも考えられます。いじめを受けた児童生徒への支援のあり方は、当該児童生徒が対象となった行為の態様や過去の被害のみならず、当該児童生徒の現在の心身の回復状況、他の児童生徒との関係性の変容等を踏まえて、多種多様かつ柔軟であるべきです。重大事態調査を実施するにしても、その実施にあたっては、子どもの意見を尊重したうえでの最善の利益が目指されるべきであり、杓子定規な対応は避けられなければなりません。

教育委員会においては、いじめを受けたとされる児童生徒の支援のために何が必要なのか、という視点から、児童生徒のニーズを丁寧に把握し、そのニーズに応じて柔軟な対応を心がけていただきたいと思います。

（２）関係性に着目した状況把握と初期対応の重要性について

法２条１項の「いじめ」は、行為の対象となった児童生徒の心身の苦痛という主観を基礎として「いじめ」を捉えようとするものです。法２条１項の「いじめ」は、過去に文科省が使用してきた定義と異なり、行為者・対象者の関係性における強弱、一方性・継続性、行為の「攻撃」性等を要件としていないため、法２条１項の「いじめ」に該当するケースには、社会通念では「いじめ」と評価しにくいものも含めて、さまざまな関係性・態様等のものが包含されることになります。

したがって、教員の立場からすれば、法２条１項の「いじめ」と評価し得る事象の中にも、児童生徒や保護者との関係性の中ですでに「解決」していると報告を受けるものもあると思われます。また、いじめを受けたとされる児童生徒から、関係する他の児童生徒に聴き取りや働きかけをしないでほしいといった意向が表明されることもあると思われます。そのような意向が表明された場合においては、法２条１項の「いじめ」が児童生徒の心身の苦痛という主観に基礎を置く概念であるがゆえに、その意向を尊重して対応するということが、子どもの意見の尊重（子どもの権利条約 12 条、こども基本法３条４号）に適うともいえ、あながち不合理ともいえないように思われます。

しかしながら、そのように対応した案件が、後に法 28 条１項の重大事態に至ってしまったというこ

次頁あり

とであれば、初期対応のあり方に問題があった可能性があります。

法２条１項の「いじめ」を、児童生徒の心身の苦痛という主観に基礎を置いていることについては、児童生徒が、悩み・傷つき等を抱えている場合には、まずは、その児童生徒の悩み・傷つき等を受け止めることが重要であるというメッセージであると理解すべきです。そのうえで、法は、その悩み・傷つき等の要因となっている事実関係を速やかに確認することを求めています（法 23 条２項）。確認すべき事実関係は、行為者・対象者との間でどのような行為や被害があったということに止まらず、当該行為がなされるに至った経緯・背景、行為と対象者との過去から現在までの関係性、周辺の児童生徒の関わりの有無・程度、関係する児童生徒のそれぞれの個人的背景や家庭での状況等も含まれます。いじめを受けたとされる児童生徒から、関係する他の児童生徒への聴き取りや働きかけをしないでほしいという意向が表明されたのであれば、いじめを受けたとされる児童生徒やその保護者から、それがいかなる理由によるものなのかを丁寧に確認するとともに、自ら把握し、又は他の教職員を通じて把握している、いじめ行為を行った児童生徒や周囲の児童生徒との関係性、背景事情等に照らして、それが真に解決しているといえるのか、それとも、何らかの不安や懸念等に由来するものであるのか等を、組織的に検討し評価することが求められます。そして、もし、後者である、またはその可能性があると評価したのであれば、その不安や懸念に寄り添い、これを克服しながら他の児童生徒に対して働きかける方法を検討したり、あるいは、そのときに直ちに他の児童生徒に聴き取りや働きかけをしないという選択をしたとしても、いじめを受けたとされる児童生徒の不安や懸念がその後解消されてゆくかどうかを、継続的な面接等を通じて丁寧に把握することが求められるといえます。

児童生徒の意向の尊重は、当該児童生徒の最善の利益を実現するために欠かすことができない視点ですが、その言葉の背景にある心情にまで思いを致し、丁寧な対応を心がけていただきたいと思います。

（３）再発防止に向けた取組のさらなる充実について

同種事案の再発防止のための方策については、それを提言するだけでなく、その提言に基づいてどのように実践されているのか、という検証が必要です。

かつて本専門委員会が調査を実施した自死事案については、調査報告書において提言した再発防止策の提言について、教育委員会において丁寧に検討のうえ具体化され、その取組状況について本専門委員会への報告を受けました。

学校主体調査においては、自ら示した再発防止策を自ら実践するということになるので、第三者的な視点からの検証が必要だと思われます。教育委員会においては、学校が提示した再発防止策の実効性があるのか、どのように実践されているのか、もし奏功していないとすればいかなる原因があるのかといったことを丁寧に検証し、今後の対策に繋げていただきたいと思います。

ところで、学校が再発防止策を実効性のあるものにしようとする場合、提示された再発防止策を「取り入れれば良い」というような簡単なものでないことは自明です。本専門委員会のこれまでの調査事案の実情を見るに、いじめの発生防止や発生事案への支援･指導には簡単にはいかない多様な難しさも散見されます。学校はこうした困難な実情を的確に分析するとともに、反省すべきところは反省して再発防止に取り組む必要があります。学校の真摯な振り返りは、再発防止の根幹といえます。

一方、「簡単にはいかない多様な難しさ」には、学校だけでは克服し得ない問題も含まれています。その最大のものは、子どもの育成の基盤が揺らぎ、成長上の課題が増幅していることです。この問題の克服には、指摘されて久しい「家庭･地域の教育力の低下」を防ぐとともに、家庭･地域･学校が協働して取り組む必要があります。

現代の子どもの成長上の課題としては、「自己肯定感が低い」「人間関係を築けない」「孤独感や疎外感が強い」「無気力で不安感が強く、人とかかわろうとしない」などの傾向が指摘されています。そして、「自他への不安・不信」や「仲間づくり」「集団づくり」の困難さをもたらしています。本来、成長過程で子どもが関わりを求める仲間との「葛藤」や「共感」、「失敗」や「挫折」などを味わうことなく過ごし、「自己への客観的な評価」や「仲間意識」、「自己への自信」などを得ることなく成長期を過ごしてし

裏面あり

まう実態があります。また、子ども達は個々に発達課題を抱えており、その達成状況には個によって大きな開きが生じている実態もあります。こうした「育成の基盤の揺らぎ」がもたらす課題が、近年の青年期の孤独感の増幅や自死の増加にもつながり、人間関係や集団生活に多くの不調をもたらして深刻ないじめを生む背景にもなっています。

このようないじめを学校が把握した場合、法令や教育委員会の示す手続きに則り、やるべき対応をもれなく行うことは必要ではあります。例えば、いじめの被害の端緒を把握し、学校いじめ防止対策組織を通じて事実を確かめ、「いじめ」を認知し、保護者と認識を共有したうえで謝罪等をさせ、教育委員会に報告するということです。しかし、こうした手続きを全てとったことと、問題が解決していることとは同義ではありません。少なくとも子ども自身が自らを振り返ることができ、人間関係上の問題の改善に取り組み、解決に近づけたという実感を持てることが大切です。所定の手順を迅速に処理していれば、問題の責任が問われない等との姿勢が学校にあったとすれば、その事態は間違いなく深刻化することになります。

学校の行う指導･支援の基本には、深い児童生徒理解と児童生徒指導の的確な実践が必要であり、これがなければ、実効性は上がりません。子ども達の自他への不安や不信、仲間づくりの挫折や孤独感、自信喪失や自己不適応、時には保護者との葛藤や緊張など、子どもが陥っている多様な状況と心情に対する深い理解と共感があって初めて指導･支援は実効性を得ることができます。同種事案の再発防止のためにはこうした理解に基づく児童生徒指導を重点的に推し進める必要があり、教育委員会のリーダーシップに期待するとともに、各学校の積極的で地道な児童生徒指導の推進によっていじめの防止と支援・指導に実効性が上がることを願っています。

また、指導･支援の困難さの背景にある「育成の基盤の揺らぎ」を改善するには、学校だけでなく、家庭・地域の教育力の強化が欠かせません。しかし、家庭･地域（大人社会）においても人間関係の希薄化が進んで孤立や個別化が進み、地域コミュニティーの崩壊、ソーシャルキャピタルの低下などが進行しています。社会生活の中で寛容性の低下や社会の分断化が進んで社会的排除が拡大し、心身の健康環境の劣化や自死や孤独死、各種ハラスメントやSNS等による深刻な中傷など、多様な社会問題が顕在化しています。そして、これらのすべてが「子どもの育成環境」となっていることに気づく必要があります。

いじめは、子どもの人間関係の中で生まれるものです。それゆえ、いじめの防止のために、大人には、子ども達に対して、幼少期から豊かな関係性という育成環境を提供する責務があります。子どもが不安なく自己と向き合い、安心して他者と関わり、失敗しながら葛藤を乗り越えていける育成環境を社会全体で作り上げていく必要があります。

このような、子ども達が健やかに成長することができる環境づくりにあたっては、家庭・地域・学校が、それぞれに役割を果たしながら密接に連携・協働して取り組む必要があります。そして、そのためには、社会全体が支え合い、ともに成長していける安心と寛容に満ちた信頼ある社会文化の醸成が望まれ、そこに向けた大人達の取り組みが求められているといえます。

以上

次頁あり

（別紙２）いじめ重大事態に関する調査結果の公表ガイドライン（答申）（令和７年２月改訂版）概要

１　公表の意義

(1) 社会に対して事実関係を正確に伝え、社会全体でいじめ防止対策について考える契機となること。

(2) 市民目線に立って、学校及び学校の設置者のいじめ対策や教育活動を見直し、公正な教育活動・教育行政の推進を図ること。

(3) 調査結果の信頼性を保つこと。

２　公表の方法について

(1) 公表版による公表
情報公開条例を踏まえ、調査報告書の個人情報等に黒塗りを施したもの。

(2) 編集版による公表
調査報告書の内容をもとにして、調査に関与した専門家が、読みやすく理解しやすいように作成した黒塗りの無いもの。

上記(1)(2)の方法によらない場合は、実施された重大事態調査によって明らかとなった共通の課題を整理した上で、個別の調査報告書を取りまとめ、集約版として公表する。

３　公表の方法等の判断及び手順等について

(1) 公表の方法等の判断
事案の個別事情を考慮した上で、最終的には教育委員会が判断する。判断するにあたっては、調査に関与した専門家に、公表前に意見を求める。判断が困難な事案は、同専門家の意見を踏まえつつ、横浜市いじめ問題専門委員会が教育委員会に対し意見具申を行う。

(2) 公表の手順
公表版又は編集版による公表の場合は、公表前に、当該児童生徒及び保護者に報告書を提示、公表への意向確認、関係児童生徒及び保護者への説明を行う。

(3) 公表する時期

ア　公表版・編集版
当該児童生徒側の意向確認及び関係児童生徒側への事前説明後、速やかに公表する。

イ　集約版
調査が終了した年度の翌年度上半期に公表する。

(4) 公表する期間
横浜市のウェブサイト上で、６か月程度とする。

お問合せ先
不登校支援・いじめ対策課担当課長　　幸栁　　Tel 045-671-3712

令和７年度いじめ防止対策推進法に基づく重大事態調査の実施状況について

別添資料

今回の公表事案一覧（81 件）

項番	学校種		学年	いじめ（疑いを含む。）の態様	主な再発防止策の概要
1	小学校 低学年	①	1	嫌なことをされる	・ いじめの定義理解を含む教職員研修の実施によるいじめの早期発見、適切対応の促進 ・ 定例いじめ防止対策委員会の毎週実施による組織的な情報共有及び迅速な対応の徹底 ・ SC・SSW と連携した児童支援、保護者を交えた支援検討会及び支援シート活用による支援の充実
2		②	1	嫌なことを言われる、たたかれたりする	・ 「横浜 St☆dy Navi（※１）」、アンケート及び教育相談の活用による SOS 把握体制の強化 ・ いじめの定義に関する教職員研修の実施によるいじめ認知力の向上 ・ ヒアリングシート及び共有フォルダの活用による組織的な初期対応力の向上
3		③	1	嫌なことをされる、嫌なことを言われる	・ SOS を発することが苦手な児童への理解促進による支援の充実 ・ 積極的ないじめ認知による全教職員での情報共有及び円滑な引継ぎの推進 ・ 保護者間の向き合いの場の適切な設定による支援体制の強化
4		④	1	嫌なことをされる、嫌なことを言われる、蹴られたりする	・ いじめを受けた児童・保護者に寄り添い抜く対応の徹底 ・ 研修やチーム学校経営による組織的対応力と見守り体制の強化 ・ 児童会活動や「子どもの社会的スキル横浜プログラム（以下、「Y-P」と表記）」（※２）の活用、関係機関との連携による児童主体となる安心な学校風土の醸成
5		⑤	2	嫌なことを言われる、嫌なことをされる、たたかれたり蹴られたりする	・ いじめを受けた児童への組織的な支援と保護者との対話・情報共有の充実 ・ いじめ防止対策委員会の充実と SC・SSW 等との連携強化 ・ いじめに関する授業実施と児童の主体的取組によるいじめ防止の意識醸成
6		⑥	2	嫌なことをされる	・ 放課後の遊び方に関する指導の徹底による児童の安全意識の向上 ・ 外部講師及びスクールサポーターによる防犯教室の実施による危険回避能力の向上 ・ 放課後の遊び方に関する保護者への啓発活動による家庭と学校の連携強化及び事故防止の推進
7		⑦	2	嫌なことを言われる	・ ヒアリングシートを活用した事実関係の確認 ・ 教職員の研修の充実による情報共有の徹底と深い児童理解 ・ いじめ防止対策委員会のメンバーのみならず、SC などの専門家と連携した組織的対応
8		⑧	2	嫌なことを言われる、たたかれたり蹴られたりする	・ アンケートの実施によるいじめの早期発見及び児童理解の促進 ・ 校内児童支援体制の見直し及び教職員研修の実施による組織的支援力の向上 ・ 児童及び保護者との日常的なコミュニケーション体制の構築による信頼関係の強化
9		⑨	2	嫌なことをされる	・ いじめの定義に関する教職員研修の実施によるいじめ認知力の向上 ・ いじめに該当する行為を学ぶ機会の設定による児童の規範意識の醸成 ・ 道徳教育、人権教育の推進及び保護者との丁寧な連携によるいじめ防止体制の強化
10		⑩	2	嫌なことをされる、蹴られたりする	・ いじめに対する組織的対応研修の実施による教職員の実践力の向上 ・ 情報共有の徹底及び SOS を受け止める体制の構築による組織的対応力の強化 ・ 教職員に対するコーチング研修の実施による児童を「承認」する力の向上

項番	学校種		学年	いじめ（疑いを含む。）の態様	主な再発防止策の概要
11	小学校　中学年	①	3	嫌なことをされる	・ 人権意識を学校・児童・家庭が共有するための保護者との密な連携と情報発信 ・ 子どもの成長につながるのか、子どもの個性に合っているのか、その必要性を見極めた深い児童生徒理解を踏まえた支援 ・ いじめは学校全体の人権問題であるという認識に基づいた対人関係スキルに関する学習
12		②	3	嫌なことをされる	・ 児童理解の促進による一人ひとりの心理や特性に応じた支援の充実 ・ 安心・安全を守る約束やルールづくりによる望ましい集団づくりの推進 ・ 組織的な初期対応及び保護者との信頼関係構築による早期対応体制の強化
13		③	3	嫌なことを言われる	・ 児童が SOS を発信できる機会の確保による悩みや困り感の早期把握 ・ Y-P の活用及び SC・SSW 等との連携による児童理解と支援体制の充実 ・ ケース会議、丁寧ないじめの解消確認及び教育相談の実施による組織的・専門的な支援の強化
14		④	3	嫌なことをされる、嫌なことを言われる	・ いじめに対する組織対応の整理による組織的対応力の向上 ・ 児童の悩みや困り感に寄り添う仕組みや環境づくりによる相談支援機能の充実 ・ 児童及び保護者との日常的なコミュニケーション体制の構築による信頼関係の強化
15		⑤	3	嫌なことをされる、たたかれたり蹴られたりする	・ 重複的・重層的な支援の推進による児童一人ひとりに応じた支援体制の充実 ・ 全児童を対象としたいじめ防止の徹底による安心・安全な学校環境の醸成
16		⑥	4	嫌なことをされる	・ いじめの定義理解の推進による規範意識及びいじめ認知力の向上 ・ 関係機関との連携強化による見守り及び支援体制の充実 ・ アンケートを活用した教育相談の充実による児童の悩みや SOS の早期把握の促進
17		⑦	4	嫌なことを言われる	・ 当該児童と関係児童間の環境調整と組織的見守り体制の構築 ・ 児童会活動を核としたいじめ未然防止に向けた主体的取組の推進 ・ いじめ防止対策委員会の効果的運用と学校いじめ防止基本方針の徹底
18		⑧	4	嫌なことをされる、蹴られたりする	・ 「心の朝会」の毎月実施及び校内研修（児童理解）の充実、相談しやすい環境づくり ・ 教育相談、各種アンケート及び「こころの健康観察」の運用見直しによるいじめの早期発見、早期対応の強化 ・ 道徳や特別活動を活用したいじめの未然防止及びいじめの認知状況の公表による規範意識の醸成と学校への信頼性向上
19		⑨	4	嫌なことをされる、嫌なことを言われる	・ いじめ防止対策委員会への情報提供と、組織的対応の徹底 ・ 背景要因に迫るために、Y-P 支援検討会の確実な実施と支援の充実 ・ 不登校児童へのアプローチを担任だけが担うのではなく、SC・SSW とも連携した校内支援体制の強化
20		⑩	4	嫌なことをされる、嫌なことを言われる、悪口を言われる	・ 児童・保護者との積極的なコミュニケーションによる、具体的な支援策の提示 ・ 教職員が一人で抱えないように、いじめ防止対策委員会における対応方針の検討、組織的な役割分担

項番	学校種		学年	いじめ（疑いを含む。）の態様	主な再発防止策の概要
21	小学校 中学年	⑪	4	嫌なことを言われる	・ SOS 発信（タブレット端末含む）機会の確保及び Y-P 活用による困り感の早期把握と支援の充実 ・ 児童への相談窓口の周知徹底による相談行動の促進及び早期対応の強化 ・ 学年での情報共有及びケース会議の実施による組織的な支援体制の強化
22		⑫	4	嫌なことをされる、嫌なことを言われる	・ 複数職員による情報共有と事実確認を基盤とした初動対応の徹底 ・ いじめ防止対策委員会が中心となり、SC・SSW と連携した多面的なアセスメントの充実 ・ 児童の主体的活動を活かした安心できる学校風土の醸成といじめ未然防止の取組強化
23		⑬	4	嫌なことをされる	・ 児童が安心して生活できる安全かつ信頼感のある教育環境の整備 ・ 各種アンケートや観察によるいじめ兆候の早期把握と迅速な共有体制の構築 ・ 組織的対応の徹底と保護者との連携による丁寧な支援の推進
24		⑭	4	たたかれたりする	・ 日常の変化の丁寧な把握と早期支援につなぐ見守り体制の確立 ・ 組織的な活動支援とチーム担任制による多面的な見守り体制の確保 ・ 教育活動と専門職連携によるいじめを許さない意識の醸成
25		⑮	4	たたかれたりする	・ 小さなサインを見逃さず、速やかな支援につなぐ継続的な観察体制の強化 ・ 教職員間の情報共有とチームによる支援を基盤とした多角的な見守りの徹底 ・ 関係機関との連携を活用した教育活動を通じ、いじめ防止意識の定着を推進
26		⑯	4	嫌なことをされる	・ いじめへの組織対応に関する研修の実施による組織的対応力の向上 ・ 学年主任を中心とした教職員の連携強化による児童理解向上 ・ 関係諸機関との連携強化及び端末機器使用ルールの徹底による安全・安心な教育環境の充実
27	小学校 高学年	①	5	嫌なことをされる、嫌なことを言われる	・ いじめ事案の内容の再確認と組織的・継続的な対応体制の徹底 ・ 専門職の積極的な活用による多面的・専門的な支援体制の構築 ・ 児童・保護者との信頼関係の構築と確実な情報引継ぎ体制の整備
28		②	5	冷やかしやからかい、悪口を言われる	・ いじめの定義理解に関する校内研修の実施による教職員の認知力及び対応力の向上 ・ 全教職員が参加したいじめ防止対策委員会の実施による情報共有の徹底と組織的対応の強化 ・ 複数の教職員の情報及び SC・SSW からの助言を踏まえたアセスメントの実施による児童の SOS の早期把握と適切な支援の充実
29		③	5	嫌なことをされる、嫌なことを言われる	・ 初動対応の見直しと校内情報共有の徹底による迅速な組織的対応体制の強化 ・ 当該児童への支援方針の全職員による共有と継続的な支援体制の充実 ・ 保護者との定期的な面談実施と専門職を活用した児童指導体制の確立

項番	学校種		学年	いじめ（疑いを含む。）の態様	主な再発防止策の概要
30	小学校　高学年	④	5	嫌なことをされる、嫌なことを言われる、携帯電話等で嫌なことをされる	・ いじめの定義に関する理解促進及び組織的対応の徹底によるいじめ認知力と対応力の向上 ・ いじめを見逃さない風土の醸成による早期発見及び早期対応の推進 ・ SNS の適切な利用に関する指導及び家庭との連携強化による児童理解と未然防止の推進
31		⑤	5	嫌なことを言われる、嫌なことをされる	・ 児童間トラブル発生時における事実確認の徹底による正確な状況把握と適切な初期対応の強化 ・ 長期欠席児童に対する組織的対応の実施による継続的な見守りと課題の早期把握 ・ 個々の児童の状況に応じた環境調整の実施による安心して学校生活を送るための環境の整備
32		⑥	5	嫌なことを言われる	・ 児童の実態を踏まえた相談及び保護者との協議の充実による信頼関係の強化 ・ 訴えに応じた組織的な検討体制の構築による適切な初期対応の推進 ・ 外部機関との連携及び専門職の活用による児童理解と相談支援体制の充実
33		⑦	5	たたかれたりする	・ 命を大切にする指導の徹底による生命尊重の意識の醸成 ・ いじめの定義の理解に関する指導の充実によるいじめの早期発見及び適切な対応の促進 ・ 校内児童支援体制の充実による組織的かつ継続的な支援の強化
34		⑧	5	嫌なことをされる、嫌なことを言われる	・ 教育相談や横浜 St☆dy Navi での健康観察による悩みや不安の早期把握と適切な支援の充実 ・ SC・SSW と連携した対応研修及びケース会議の実施による専門的視点を踏まえた支援体制の強化 ・ 引継ぎの徹底による継続的かつ組織的な児童支援の推進
35		⑨	6	嫌なことを言われる	・ SOS をキャッチしやすい相談体制づくりの強化 ・ 子どもの想いを受け止める感度を磨く研修の実施 ・ SC による定期的な面談等、見守り体制の強化
36		⑩	6	嫌なことをされる	・ いじめの未然防止及び早期発見につながる教育活動の推進による安心・安全な学校環境の醸成 ・ いじめ事案に対する組織的対応の徹底による組織的対応力の向上 ・ 子どもに寄り添った計画的かつ柔軟な登校支援の実施による安心して学べる環境の充実
37		⑪	6	嫌なことをされる	・ 児童が SOS を発信できる機会の確保及び Y-P 活用による困り感や不安の早期把握 ・ 児童への相談窓口の周知徹底による相談しやすい環境づくりと早期支援の促進 ・ 学年での情報共有及びケース会議の実施による組織的な児童支援体制の強化
38		⑫	6	仲間はずれ、悪口を言われる	・ 学級内学年内に留まらない校内の情報共有と、いじめ防止対策委員会での組織的な対応 ・ 明らかになったことや指導の経過などの速やかな保護者への情報共有 ・ 児童が抱える不安や孤立状況などの SOS をキャッチするための体制構築
39		⑬	6	嫌なことを言われる、嫌なことをされる、携帯電話等で嫌なことをされる、仲間はずれ	・ いじめアンケートや Y-P の積極的活用及び組織的対応によるいじめの早期発見・早期対応の強化 ・ 関係児童に対する継続的な個別指導の実施による問題行動の改善及び再発防止 ・ 報告書を活用した校内研修の実施による教職員の危機意識及び対応力の向上

項番	学校種		学年	いじめ（疑いを含む。）の態様	主な再発防止策の概要
40	小学校 高学年	⑭	6	仲間はずれ、携帯電話等で嫌なことをされる	・ どんなことでも児童が話しやすい雰囲気となるような職員研修の充実 ・ 児童の困り感やSOSをキャッチする体制と把握後の組織的対応 ・ 子どもたちが生活の中で意識できるように、道徳の時間を活用したいじめの定義等の再確認
41		⑮	6	嫌なことをされる、嫌なことを言われる、携帯電話等で嫌なことをされる	・ SNSトラブル防止に向けた保護者への情報発信の強化による家庭と連携した未然防止の推進 ・ 事案を活用したケーススタディ研修の実施による教職員の対応力の向上 ・ Y-Pの結果の振り返りと指導法共有並びにブロック長配置による支援力と迅速な対応体制の強化
42		⑯	6	金品をたかられる、嫌なことを言われる、携帯電話等で嫌なことをされる	・ いじめの定義に関する教職員研修の実施によるいじめ認知力の向上 ・ いじめに対する組織的対応の徹底による組織的対応力の向上 ・ 児童及び保護者とのコミュニケーションの充実並びにSNS活用研修の実施による未然防止強化
43		⑰	6	嫌なことをされる、無視をされる	・ SOSを出しやすい環境の整備及び教職員による適切な介入による早期発見・対応体制の強化 ・ 児童の相互理解を促進する取組及び過ごしやすい環境づくりによる良好な人間関係の醸成 ・ 心のケアを重視した計画的な登校支援の実施による安心して学べる環境の充実

項番	学校種		学年	いじめ（疑いを含む。）の態様	主な再発防止策の概要
44	中学校	①	1	嫌なことを言われる、無視をされる	・ いじめに対する組織的かつ迅速な対応体制の整備による適切な初期対応の推進 ・ 面談の目的を明確にした学校主体の対応による保護者との円滑な連携の促進 ・ 教職員のいじめに対する感度向上及び丁寧な聴き取りの実施による生徒理解の深化
45		②	1	嫌なことをされる	・ SC・SSWを活用し、当該生徒について提供された「情報」と「見た目」のギャップを教職員らの理解につなげる検討会の実施 ・ 他の目立つ案件により、要配慮事項に気づきにくい傾向に「気づく」管理体制の構築
46		③	1	冷やかしやからかい、嫌なことをされる、携帯電話等で嫌なことをされる	・ いじめ防止対策委員会を活用した事案検討と迅速かつ組織的な対応体制の構築 ・ SC・SSWの専門性を生かした多面的な支援体制の充実 ・ 校内研修や教育相談、面談・アンケートによる児童生徒理解の深化

項番	学校種		学年	いじめ（疑いを含む。）の態様	主な再発防止策の概要
47	中学校	④	1	悪口を言われる	・ 不安や孤独を抱えている不登校生徒に対して、SC・SSW と連携した寄り添った対応 ・ いじめ防止対策委員会での組織的な情報共有と対応方針の決定 ・ 教育相談や授業など様々な場面で表出された心情の把握や小さな変化に気づく深い生徒理解
48		⑤	1	仲間はずれ、嫌なことを言われる	・ 月ごとのシートを活用した生徒向けアンケートの実施 ・ 教職員研修の実施による一人ひとりの目線に立った支援の実現 ・ 生徒向けのコミュニケーションや SNS 研修の実施
49		⑥	1	嫌なことをされる、携帯電話等で嫌なことをされる	・ 子どもがつらい思いをしたらいじめという定義に沿って、速やかな認知と組織的対応 ・ 外部講師と連携したネットリテラシーに関する生徒指導の充実 ・ Y-P アセスメントやアンケートによる子どもの小さな変化を見逃さない深い生徒理解
50		⑦	1	嫌なことをされる、無視をされる、携帯電話等で嫌なことをされる	・ SNS リテラシー教育の充実による適切な利用意識の醸成 ・ 適切なコミュニケーション能力の育成と規範意識の醸成 ・ 家庭と連携した SNS 利用の見守り体制の構築と啓発推進
51		⑧	1	嫌なことをされる	・ 人員不足時における応援体制及び監督体制の明確化による安全管理体制の強化 ・ 生徒だけの空間を生まない見守りの徹底による事故やトラブルの未然防止 ・ 教職員研修及び生命（いのち）の安全教育の継続的な実施による危機意識と対応力の向上
52		⑨	1	嫌なことをされる、嫌なことを言われる	・ 関係職員による定期的かつ継続的な情報共有の実施による多面的・組織的な生徒支援の充実 ・ 学校いじめ防止対策委員会の効果的な運用によるいじめの早期発見及び迅速な対応の強化 ・ 教育相談の充実及び生徒自らがいじめの問題について学ぶ機会の設定による相談行動の促進といじめを許さない意識の醸成
53		⑩	1	携帯電話等で嫌なことをされる、金品をたかられる	・ いじめを見逃さない風土の醸成による早期発見及び早期対応の推進 ・ いじめ対応に関する校内体制の整備による組織的対応力の向上 ・ 保護者との連携強化及び未然防止に向けた取組の充実によるいじめ防止体制の強化
54		⑪	1	嫌なことを言われる	・ 相談活動の充実による困り感の早期把握と情報共有体制の強化 ・ 個々の状況に応じた指導と専門職連携による支援体制の充実 ・ 人権意識と対話力の育成による問題行動の未然防止の推進
55		⑫	1	嫌なことを言われる	・ アンケートや相談活動を通じた生徒理解と変化の早期把握 ・ いじめ防止対策委員会の効果的運用による組織的対応の推進 ・ 生徒会活動と道徳教育の充実による人権尊重の学校風土の醸成

項番	学校種		学年	いじめ（疑いを含む。）の態様	主な再発防止策の概要
56	中学校	⑬	2	嫌なことをされる	・ 警察と連携したサイバー犯罪防止教室及び情報モラル教育による情報活用能力と規範意識の向上 ・ 個人面談及び保護者説明会における SNS の使い方に関する啓発活動の実施による家庭と学校が連携したトラブルの未然防止 ・ Y-P を活用した「SOS サインの出し方教育」の実施による援助希求能力の向上と早期支援の促進
57		⑭	2	嫌なことをされる、携帯電話等で嫌なことをされる	・ 「こころの健康観察」の活用による生徒の悩みや不安の早期把握と早期支援の充実 ・ 保護者との連携強化及び生徒間の謝罪の場の設定における事前整理の徹底による適切な人間関係修復と再発防止 ・ 教科及び外部機関と連携したネットリテラシー教育並びに SNS を含むいじめ防止の計画的な実施による情報モラルの向上といじめの未然防止
58		⑮	2	嫌なことを言われる、嫌なことをされる	・ 学校いじめ防止基本方針の徹底と組織的対応体制の強化 ・ 学年職員と部活動顧問の連携による迅速な事案対応の推進 ・ 相談・報告体制の整備と専門職との連携強化
59		⑯	2	嫌なことをされる、無視をされる	・ いじめ防止対策委員会の効果的運営による組織的対応の推進 ・ SC による助言とコンサルテーション機能を生かした支援体制の充実 ・ 生徒理解を深めるアンケートと教育相談活動の充実
60		⑰	2	嫌なことをされる、嫌なことを言われる、携帯電話等で嫌なことをされる	・ ネットリテラシー教育及び人権教育のさらなる充実による規範意識の向上といじめの未然防止 ・ 生徒が SOS を発信できる機会の確保による悩みや困り感の早期把握と早期支援の促進 ・ Y-P の活用及び教育相談の充実による自己理解・他者理解の深化と相談しやすい環境づくり
61		⑱	2	悪口を言われる	・ いじめ防止対策委員会が中心となり、教職員が同じ対応ができるような職員研修の充実 ・ 不登校児童生徒の手引きを活用し、不安や孤立感を抱えた生徒への教職員の対応力の向上 ・ 子どもたちと教職員による安心できる学校風土についての共通認識
62		⑲	2	嫌なことを言われる、携帯電話等で嫌なことをされる	・ いじめを見逃さない風土の醸成による早期発見及び早期対応の推進 ・ いじめに対する組織的対応の徹底による対応力の向上 ・ 生徒及び保護者との連携強化及び基本方針の見直しによる未然防止体制の強化
63		⑳	2	嫌なことをされる、嫌なことを言われる	・ いじめの定義理解を深める教育活動の推進 ・ 迅速な対応と保護者との継続的な情報共有の徹底 ・ 校内研修の定例化による組織的対応力の強化と再発防止体制の確立
64		㉑	2	嫌なことをされる、嫌なことを言われる	・ 人権尊重と相互理解を基盤とした安心できる学校風土の醸成 ・ 日常的な見守りと相談体制の充実による早期発見・組織的対応の推進 ・ 事案発生時の迅速対応と情報共有による継続的支援体制の確立

項番	学校種		学年	いじめ（疑いを含む。）の態様	主な再発防止策の概要
65	中学校	㉒	3	嫌なことをされる	・ SNS トラブルの未然防止のために外部講師と連携した情報モラル教育の充実 ・ １人１台端末での健康観察など、小さな変化に気づく生徒理解 ・ 年間計画で予定されている教育相談のみならず、日常的に相談しやすい環境づくり
66		㉓	3	嫌なことを言われる、仲間はずれ、無視をされる	・ 児童及び保護者との日常的なコミュニケーション体制の構築による信頼関係の強化 ・ 未然防止に向けた研修の実施によるいじめ防止意識の向上 ・ いじめに対する組織的対応の徹底による対応力の向上
67		㉔	3	嫌なことを言われる	・ 事案発生直後の迅速な支援を実現する組織的対応の徹底 ・ 相談活動の充実と記録共有体制の強化による早期把握の推進 ・ 学校いじめ防止基本方針を活用した継続的取組と研修の充実
68		㉕	3	嫌なことを言われる	・ 保護者との丁寧な連携による適切な指導・支援体制の充実 ・ 情報共有と専門職連携による迅速かつ丁寧な支援体制の推進 ・ 人権教育の充実と教職員研修の定例化による人権尊重を意識した組織風土の醸成
69		㉖	3	嫌なことを言われる	・ 相談体制の充実と専門職連携による組織的支援体制の強化 ・ 努力過程を重視した部活動指導による自己肯定感の育成 ・ 相互尊重を基盤とした部活動運営と心理的安全性を確保する継続的見守り体制の構築
70		㉗	3	嫌なことをされる、嫌なことを言われる、携帯電話等で嫌なことをされる	・ 生徒の変化を見逃さない相談・見守り体制の強化 ・ Y-P を活用した SOS 発信力の育成と安心できる学級風土の醸成 ・ SNS リテラシー指導と家庭連携による未然防止体制の推進

項番	学校種		学年	いじめ（疑いを含む。）の態様	主な再発防止策の概要
71	高等学校	①	1	嫌なことをされる、嫌なことを言われる、携帯電話等で嫌なことをされる	・ 生徒、保護者及び関係機関への迅速で正確な情報発信と説明 ・ 生徒の人間関係の様子や一人ひとりの心情を理解するきめ細やかな関わり ・ 人権意識の育成と実践力を生徒と教職員及び保護者が一緒に考える時間を意図的、計画的に設定 ・ 「チーム学校」としての的確な情報把握に基づく早期で迅速な対応を実施
72		②	1	嫌なことを言われる、嫌なことをさせられる	・ 人間関係等のトラブルに対する組織的な対応 ・ 家庭との連携と SC 相談の活用
73		③	2	仲間はずれ	・ 担任個人にとどまらない組織的対応の実施 ・ 報告書で校内共有し、積極的な「教育活動」を実施 ・ 学校行事における柔軟な引率体制の整備

項番		主な再発防止策の概要
74	児童生徒・保護者の意向により非公表	・ 迅速な情報共有と保護者連携の徹底による支援体制の強化 ・ いじめ防止対策委員会を核とした組織的対応力の強化と専門職連携による専門性の向上 ・ Y-P 活用や異学年交流、外部人材活用等による安心できる学級・学校風土の醸成
75		・ 事案発生時の迅速かつ丁寧な事実確認、情報共有及び支援の実施による適切な初期対応 ・ 継続的な教育相談、SC・SSW 等の専門家の助言活用による子どもの理解の深化と支援体制の充実 ・ 子ども自身がいじめについて理解を深める機会の設定による、未然防止の推進
76		・ 教育相談の充実による子どもの悩みや困り感の早期把握と早期支援の促進 ・ 学校いじめ防止対策委員会の効果的な運営による情報共有の徹底と組織的対応の強化 ・ いじめを許さない意識の醸成と未然防止に向けた、子どもが自らいじめの問題を学ぶ機会の設定
77		・ 各種アンケートや教育相談に加え、日常の様子の変容を見取った早期把握と支援の充実 ・ 個別の教育支援計画、指導計画等の効果的運用による組織的支援の推進 ・ 小中連携といじめ防止対策委員会の効果的運営による対応力の強化
78		・ いじめ防止対策委員会を核とした情報共有と見守り体制の強化 ・ 人権尊重と多様性理解を基盤とした学校風土の醸成 ・ 研修・相談・アンケートを活用した早期発見体制の充実
79		・ 日々の小さな変化に気づく観察力の向上や、子どもが困ったことを相談しやすい体制づくり ・ 横浜子ども会議を活用し、子どもたちが主体的に取り組むことができる学校の風土づくり ・ 特定の教職員で抱えるのではなく、全教職員による子どもの見守り体制の意識の向上
80		・ １人１台端末を活用した健康観察、アンケート及び教職員による観察 ・ 声掛けの実施による子どもの困り感の早期把握と適切な支援の充実 ・ 人間関係づくり、望ましい学校風土の醸成及び公平・公正な教育の推進による安心して学べる学校環境の形成 ・ いじめを「しない」「させない」「見逃さない」ためのコミュニケーション力向上の取組による互いを尊重する態度の育成といじめの未然防止
81		・ 子どもたちが困り感や孤独感を抱え込む前に、相談しやすい風土づくり ・ 教育相談の期間だけではなく、日常的に SOS をキャッチしやすい体制づくり ・ 授業や教育活動を通じた、子どもたちが自分の意見を発信できるスキルの向上 ・ 「そっとしておいて」「大丈夫」などの意向を尊重しつつ踏み込んだ指導と組織的対応

※１　横浜 St☆dy Navi（よこはまスタディナビ）
児童生徒と教職員に配られた１人１台端末を活用した学習ダッシュボード。教職員は、これまでの経験や勘に加えて客観的なデータを活用することで、アセスメントをしっかり行い、一人ひとりに応じた個別最適な指導の実現や健康観察の充実につなげる。

※２　子どもの社会的スキル横浜プログラム／YokohamaProgram（Y-P）
子どもがコミュニケーション能力や人間関係を築く力を育むために横浜市が開発したプログラム。子どもが日常生活の様々な問題を自らの力で解決できるよう、年齢相応の社会的スキルを育成することを目的とする「指導プログラム」と学級や個人の社会スキルの育成の状況を把握し改善の方法を探る「Y-P アセスメント」から構成される。

板橋区いじめ重大事態調査に関する調査結果の公表基準

令和７年２月１４日
板橋区教育委員会決定

１　本公表基準について

本公表基準は、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第２８条第１項に定める重大事態が発生し、同法第１４条第３項の規定に基づき教育委員会の附属機関として設置された板橋区いじめ問題専門委員会が組織した調査部会で調査を行った場合において、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省平成２９年３月策定、令和６年８月改訂。以下「文科省ガイドライン」という。）に則り、当該調査結果を公表するに当たり必要な事項を定めるものとする 。

なお、板橋区教育委員会は、本公表基準に則り、公表の是非等を決定するが、公表した後の状況やいじめに関する社会的評価などを十分に踏まえ、柔軟に見直しを図っていくものとする。

２　公表の意義・目的

文科省ガイドラインでは、「調査報告書を公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい。」としている。

また、「報道機関等の外部に公表する場合、対象児童生徒、いじめを行った児童生徒及びそれらの保護者に加え、他の関係児童生徒・保護者等に対しても、可能な限り、事前に調査結果を報告することが望まれる」など、多くの配慮が求められている。

本区としては、こうした文科省ガイドラインの指南等を踏まえ、いじめの事実解明のみならず、学校や教育委員会の対応の検証を丁寧に行い、板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例（平成２６年６月３０日東京都板橋区条例第２３号）第３条で規定している基本理念のもと、以下の意義・目的をもって当該調査結果を公表すべきかを検討していく。

① 当該事案への憶測などを減じさせ、社会全体でいじめ問題を考えていく契機とする。
さらには、いじめ問題を取り巻く諸課題についても考える契機とし、児童・生徒（以下「児童等」という。）の尊厳を保持し、安心して生活し、健やかに成長できる環境づくりに寄与する。
② 学校と教育委員会が、発生事案に真摯に向き合い、児童等の健全育成を第一義として、不断の見直しを図りながら、公正かつ適切ないじめの未然防止策やいじめ防止体制の構築等を推進し、同種事案の再発防止、いじめの早期発見・対応、早期解決を図る。
③ 地域・家庭・学校が協働して、いじめ防止に向けた教育環境を創りあげていけるように、一層の開かれた学校づくりに向けた取組を推進する。
④ 板橋区いじめ問題専門委員会が組織した調査部会の公正性・中立性を確認し、調査結果の信頼性を保つ。
⑤ 家庭への支援を促進し、豊かな情操や道徳性、家庭教育の充実を図るとともに、心理や福祉、医療などの支援に繋げるため、関係機関との連携強化を促進する。

3　公表することにより生じうる弊害について

本区は前述した公表の意義・目的を踏まえ、調査結果を公表することが重要であると考えている。

しかしながら、調査結果の内容には、個人の学校生活の様子や保護者に関する情報なども詳細に含まれるため、全てを公表すると、次のような弊害が生じることも考えなければならない。

（公表による関係当事者への影響）

いじめは社会的に関心の高い事象であり、特に重大な結果が生じたような事案については、報道機関による報道がなされたり、時には事実に基づかない根拠のない噂がインターネットやＳＮＳ上で拡散されたりすることを鑑みると、公表することにより、以下のような関係当事者への影響が懸念される。

① 一定の範囲で学校情報や生活情報を共有する同じ学校の保護者や地域住民等が閲覧することで、関係当事者の個人が特定されたり、日頃の人間関係の状況や内心を知られたりすることになり、関係当事者の学校や地域での生活に支障が生じる。
② 人間関係の詳細や言動の様子、争いや対立の実情が明確になることにより、関係当事者と周囲の児童等、また保護者等との関係に悪影響を及ぼし、被害児童等の登校再開や立ち直り、加害児童等の反省や更生、当事者間の関係修復等に支障が生じるなど、児童等の成長が阻害される。
③ いじめの要因に被害児童等及び関係児童等の病気や特性、家庭内の人間関係や経済的事情等が密接に絡んでおり、調査報告書にも記載されている場合、プライバシーに関わる内容が晒されかねない。
④ インターネット上での情報拡散とさらなる投稿・転載が繰り返される事態が発生し、興味本位な書き込みや、誹謗中傷による重篤な人権侵害と関係児童等の成長を阻害する状況が生じかねない。

（調査への重大な影響）

調査結果の全てを公表することとした場合、当該事案の事実関係を解明するために聴き取り等をする児童等、保護者及び教職員等（以下「調査対象者」という。）に以下のような反応が引き起こされ、調査に重大な影響が生じることが懸念される。

① 調査対象者において供述者が自己であることの発覚を懸念し、防衛機制が働き、事情聴取等への協力拒否、回答内容の変遷などといった事態が生じかねず、真実の把握が難しくなることが考えられる。
② 各関係機関（子ども家庭総合支援センター、警察、相談機関、医療機関及び他の支援機関）において、関係当事者との関係性や自らの事業執行への影響を懸念し、十分な回答が得られなくなるおそれがある。

4　公表方針

以上のことを踏まえ、次の方針により調査結果の公表について判断する。

① いじめ被害を訴えた児童等及びその保護者の公表の意向や、公表の意義・目的と公表することによる弊害を総合的に勘案し、特段の支障が生じないと判断した場合、調査結果を公表する。
② 公表に際し、いじめを行った児童等・保護者の同意は要しない。
③ 公表する内容については、個人が特定されないようにするとともに、公表することが児童等・保護者などの調査対象者における生活環境や、学校が行う支援・指導に影響が生じ得ないように特段の配慮をする。

④ 公表の意義・目的に資する実益が公表による弊害よりも劣ると考えられ、公表すべき必要性が低いと考えられる以下のような事案は、個別事案の特性等に照らし、公表の是非を判断する。

ア　「重大事態の疑い」があるとして調査をしたが、事実が認められなかったもの。

イ　いじめの背景が、当事者間の認識のすれ違いなど、学校内の指導・支援で解決可能なもの。

ウ　調査過程で明らかになったいじめの要因に、要配慮情報等の極めて重要な個人情報が含まれるもの。

エ　不登校に繋がっているいじめ事案において、不登校の背景としていじめ以外の主な要因があると認められたもの。

5　公表する場合の公表方法等について

① 公表の方法

板橋区ホームページへの掲載により公表とする。

② 公表資料

ア　公表資料は、調査報告書の公表版により行うことを原則とする。なお、公表による弊害を最小化するとともに、再発防止という公表の目的に適うよう板橋区教育委員会が公表する内容を精査して作成した公表版を板橋区いじめ問題専門委員会に報告し、公表版としての適正性につき意見聴取する。

イ　公表にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）や板橋区情報公開条例（平成１２年3月１０日東京都板橋区条例第１号）で不開示となる情報等も参考にし、児童等や保護者の個人情報及びプライバシー保護の観点から公開に適さないと判断した部分は非公開とする。

ウ　公表の意義・目的を達成させるため、公表内容については、板橋区教育委員会において、随時点検・評価し改善を図っていくものとする。

③ 公表の手順

ア　調査開始時

いじめ被害を訴えた児童等及び保護者に対して、本公表基準を説明する。また、調査対象者に対しても、調査結果の公表について説明を可能な限り行うこととする。

イ　調査結果の説明時

いじめ被害を訴えた児童等及び保護者に対して、調査結果の説明の後、本公表基準について説明した後に公表に関する意向確認を行う。

ウ　公表の意向確認後

公表の意向確認後、公表すると判断した場合は、個人情報にかかわる箇所など、非公開とすべき部分を削除の上、公表資料をホームページに掲載する。なお、公開期間は、６カ月を基本とする。ただし、公表すると判断した後に、いじめ被害を訴えた児童等又は保護者が公表を望まなくなった場合や、再調査する場合等、公表の継続が困難となる事情が生じた場合は、公表を中止する場合がある。

また、児童等又は保護者が、当初は非公表を望んでいたが、その後公表を望むようになった場合であっても、一度非公表にすると判断した後は、原則として公表するか否かの再検討は行わない。

エ　公表

公表は、②アにより作成された公表版により行う。

板橋区いじめ防止対策基本方針

いじめをさせない、見逃さない、許さない街づくり

令和８年８月改訂

板橋区

目　次

１　いじめ防止等に関する基本的な考え方 1

（１）基本理念と、基本方針の３本柱 1

（２）いじめの定義 2

（３）区における「子ども」についての考え方 2

①就学前の子ども 2

②板橋区の子ども 3

（４）いじめの禁止 3

（５）いじめ問題への基本的な考え方 3

①いじめを生まない、許さない学校づくり 3

②子どもをいじめから守り通し、子どものいじめ解決に向けた行動を促す 3

③教員の指導力向上と組織的対応 3

④保護者・地域・関係機関と連携した取組 3

２　いじめ防止等に関する取組 4

（１）区及び教育委員会における取組 4

①いじめの防止等に関する取組 4

②組織の設置 4

③その他 5

（２）学校における取組 5

①学校いじめ防止基本方針の策定 5

②組織的対応の推進 5

③学校におけるいじめの防止等に関する取組 6

資料 8

重大事態発生後の対応フロー 8

いじめ防止対策推進法 11

東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例 17

板橋区いじめ問題対策連絡協議会規則 21

板橋区教育委員会いじめ問題等専門委員会規則 23

１　いじめ防止等に関する基本的考え方

（１）　基本理念と、基本方針の３本柱

板橋区では、東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例（平成２６年板橋区条例第２３号）第３条に規定されている基本理念に基づき、かけがえのない存在である子ども一人ひとりが、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめ問題の克服に向けた対策に、強い決意で組織的に取り組んでいく。

基本理念

１　区及び区民は、いじめがどの子どもにも起こりうる問題であることに鑑み、子どもが元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめの未然防止等に向けた環境づくりに取り組むものとする。

２　区、区民及び関係機関等は、いじめの未然防止等のため、相互に連携、協力及び協働（以下「連携等」という。）をし、保護者が、いじめを行うことのないように子どもを養育できる環境づくりに取り組むものとする。

３　区、学校、保護者、区民及び関係機関等は、いじめの未然防止等のため、相互に連携等をし、子どもが安心して生活し、健やかに成長することができる環境づくりに取り組み、区全体でいじめの問題を克服することを目指すものとする。

（東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例第３条）

この基本理念に基づき、区の基本方針の柱は以下の３点とし、学校・保護者・区民・関係諸機関等とが互いの連携の下、各々の責務や役割に応じて施策を講ずるものとする。

基本方針の３本柱

１　いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの未然防止に取り組む。

２　いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであるとの認識に立ち、いじめの早期発見に取り組む。

３　いじめは、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとの認識に立ち、いじめの早期対応に取り組み、早期解決を図る。

（２）　いじめの定義

①　いじめの定義（東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例第２条）

子どもに対して、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

②　いじめ重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第２８条第１項）

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

③　いじめ解消について（いじめの防止等のための基本的な方針（平成２９年３月１４日文部科学省　最終改定））

①　いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②　被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（３）　区における「子ども」についての考え方

東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例の対象となる子どもは、第２条で規定されている①板橋区に在住している　②板橋区内の学校・幼稚園・保育所に在籍しているいずれかの条件に合致する者のうち満４歳から１８歳までの者である。

①　就学前の子ども

いじめ防止対策推進法では対象となっていない就学前の幼稚園及び保育所においても、将来的に「いじめの芽」を摘んでいくことにつながることから、就学前の幼児に対しても東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例を適用している。

②　板橋区の子ども

学校法人等が設置者となっている学校及び東京都立学校については東京都知事の管轄下のため、東京都いじめ防止対策推進条例の適用を受けることとなっている。ただし、板橋区にある学校に在籍している子どもに対しては、「板橋区の子ども」として、区はその責務を負う。

（４）　いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた子どもの心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての子どもは、いじめを行ってはならない。

（いじめ防止対策推進法　第１条及び第４条）

（５）　いじめ問題への基本的な考え方

①　いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうると考え、道徳の授業、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、子どもがいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

②　子どもをいじめから守り通し、子どものいじめ解決に向けた行動を促す

いじめられた子どもを組織的に守り通す取組を徹底する。また、勇気をもって教員、保護者等に伝えた子どもを守り通すとともに、周囲の子どものいじめ解決に向けた発信を促すための子どもによる主体的な取組を支援する。

③　教員の指導力向上と組織的対応

個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

④　保護者・地域・関係機関と連携した取組

保護者は、その保護する子どもに対して、規範意識を養う指導などに努めるとともに、子どもをいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

２　いじめ防止等に関する取組

（１）　区及び教育委員会における取組

①　いじめの防止等に関する取組

ア　相談体制の整備

来所、電話、メールなど多様な相談窓口を確保し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる対応や教育支援センターの学校相談など子ども・保護者が相談できる体制を整備する。

イ　関係機関等と連携した取組の推進

児童館、学童クラブ、福祉・医療機関、民生・児童委員、その他の関係機関などと連携し、取組を推進する。

ウ　教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等

教職員の研修の充実、養護教諭その他の教職員の配置、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの確保を図るとともに、法的な見地から対応方法について助言をもらうなど、専門的知識を有する者（スクールロイヤー等）を活用する。

エ　インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

情報モラル教育の充実及び子どもやその保護者に対する啓発活動を行う。また、インターネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロール等を実施し、いじめ問題となりうる情報に対する監視や不適切な書き込み等が発見された場合は、学校と連携して適切な対応を行う。

オ　啓発活動

いじめの防止等のための広報、その他の啓発活動を推進する。

カ　いじめの防止等のための調査研究の実施

いじめの防止等のための調査研究、検証などを行い、その結果を普及する。

など

②　組織の設置

ア　板橋区いじめ問題対策連絡協議会

区は、「板橋区いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。板橋区いじめ問題対策連絡協議会は、定期的に区民に対して、いじめの未然防止等に係る活動状況等についての報告を行う。なお、板橋区いじめ問題対策連絡協議会は板橋区長をその長とし、総務部、福祉部、子ども家庭部、健康生きがい部、学校、教育委員会事務局並びに医療、就労、法曹、警察等の子どもの健全育成に係る関係機関等及び区民をもって構成する。

イ　板橋区いじめ問題等専門委員会

教育委員会は、「板橋区いじめ問題等専門委員会」を付属機関として設置する。

板橋区いじめ問題等専門委員会は、定期的に板橋区いじめ問題対策連絡協議会に対して、いじめの未然防止等に係る活動状況等についての報告を行う。なお、板橋区いじめ問題等専門委員会は、①学識経験を有する者、②法律、心理、医療、福祉等に関する専門的な知識を有する者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

ウ　重大事態にかかる調査組織

板橋区いじめ問題等専門委員会は、重大事態が発生した場合の教育委員会としての調査組織を基本的に兼ねるものとするが、状況に応じて専門的知識及び経験を有する者等を加えて構成する。

なお、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者を除いた構成員で調査に当たり、当該調査の公平性・中立性を確保する。

エ　板橋区いじめの重大事態再調査委員会

学校で発生した、いじめ防止対策推進法に規定する重大事態に関し、区長が行う調査を実施するため、板橋区いじめの重大事態再調査委員会を設置する。再調査委員会の委員は、いじめの問題に対して知識・経験を有し、重大事態の関係者又はこれらの者と直接の人的関係若しくは特別の利害関係を有する者を除いて構成し、当該調査の公平性・中立性を確保する。

③　その他

教育委員会は、板橋区いじめ防止対策基本方針に基づく取組状況を点検し、その結果に基づいて評価し、必要に応じて見直しする。

（２）　学校における取組

①　学校いじめ防止基本方針の策定

板橋区立各学校（園）は、「板橋区いじめ防止対策基本方針」を参考にして、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

②　組織的対応の推進

ア　いじめの防止等の対策のための組織の設置

各学校は、「学校いじめ防止等対策委員会」を設置する。「学校いじめ防止等対策委員会」の名称については、各学校において校長が定める。

学校いじめ防止等対策委員会は、スクールカウンセラーなどの専門家及び外部機関の専門家等を含めて、校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、教育相談担当教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭などで構成する。なお、内容・案件により、校長が実情に応じて定める。

イ　重大事態の対処等のための組織の設置等

重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、前項に示す「学校いじめ防止等対策委員会」を母体として、学校運営連絡協議会委員、ＰＴＡ役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により「学校いじめ調査委員会」を設置し、調査を行う。「学校いじめ調査委員会」の名称については、各学校において校長が定める。

③　学校におけるいじめの防止等に関する取組

ア　未然防止

・「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気の学校全体への醸成
・道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成
・子ども自らがいじめについて学び、主体的に考え、子ども自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
・教職員間における「学校いじめ防止基本方針」の周知徹底や共通理解や校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
・いじめ（ネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動（「ＳＮＳルールの策定」等）の推進
・電話連絡、家庭訪問や個人面談、学校通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力
・「ＳＯＳの出し方に関する教育」の実施

など

イ　早期発見

・教職員の「いじめ」等の定義に対する共通理解
・定期的なアンケート調査、相談箱の設置、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び子どもがいじめを訴えやすい体制の整備
・保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
・教職員全体によるいじめに関する情報の共有

など

ウ　早期対応

・いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない学校いじめ防止等対策委員会を中心とした速やかな組織対応
・いじめられた子ども及びいじめを知らせてきた子どもの安全の確保
・いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保
・教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた子どもへの指導
・いじめを見ていた子どもが自分の問題として捉えられるようにする指導
・いじめられた子どもの保護者の相談窓口の周知や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用した保護者への支援・助言
・保護者会の開催などによる保護者との情報共有
・関係機関、専門家等との相談・連携
・いじめの解消の確認

・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談

など

エ　いじめの解消の判断

・「いじめ解消について」に基づく正確な把握
・いじめを受けた子どもの状況を総合的に判断する組織的対応と学校長による判断
・いじめが解消に至っていない段階での被害の子どもの安全・安心の確保
・いじめが解消に至るまで被害の子どもの支援と支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランの確実な実行
・いじめ再発の可能性を踏まえた被害の子ども及び加害の子どもの日常的な観察

など

オ　重大事態への対処

・いじめられた子どもの安全の確保
・いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保
・関係機関、専門家等との相談・連携
・犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
・重大事態の調査の実施、又は学校の設置者が行う調査への協力
・重大事態発生についての教育委員会及び区長への速やかな報告
・子ども及びその保護者等に対する調査に係る必要な情報の適切な提供
・子どもの生命に被害が生じた事態の調査結果の公表
・「重大事態」における組織的対応への理解

など

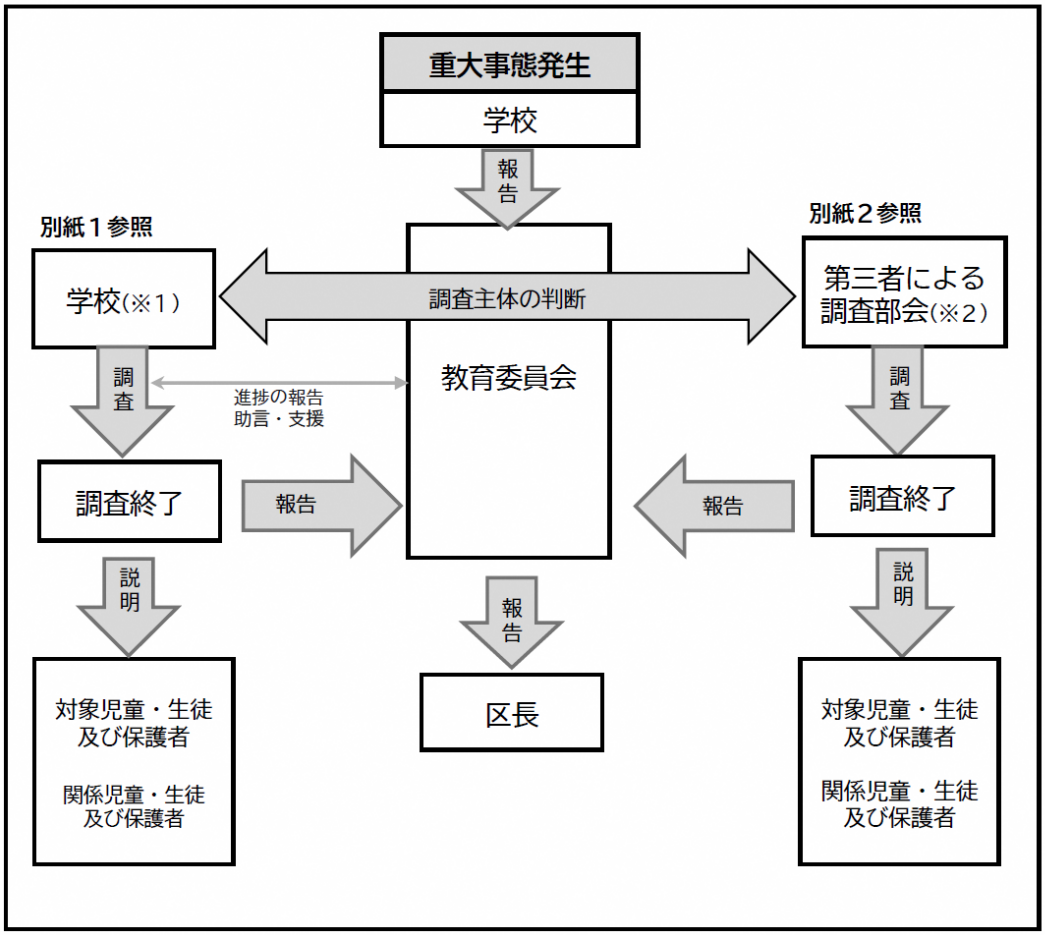
カ　学校基本方針の検証及び改善

・学校いじめ防止基本方針の内容の定期的な検討
・学校いじめ防止等対策委員会の主導による計画・実行・評価・改善
・いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートの実施
・学校いじめ防止等対策委員会によるいじめに関する取組の検証及び基本方針の改善

など

資料

【重大事態発生後の対応フロー】

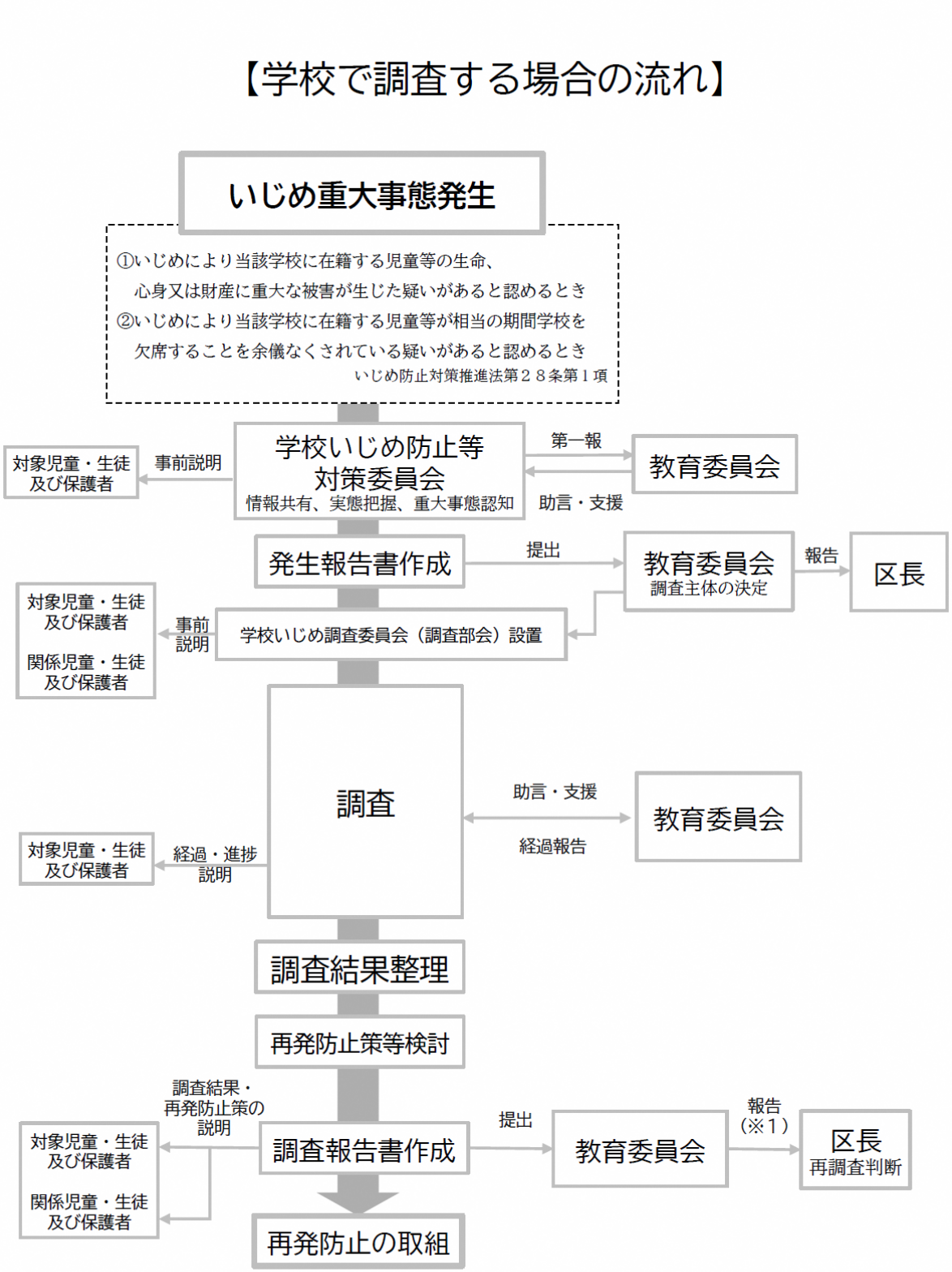


【板橋区における重大事態対応について】

板橋区では、**学校が調査することを基本としています**が、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省　令和６年８月改訂）」に準じ、法律、心理等の専門家を含む、第三者による調査部会で調査することがあります。

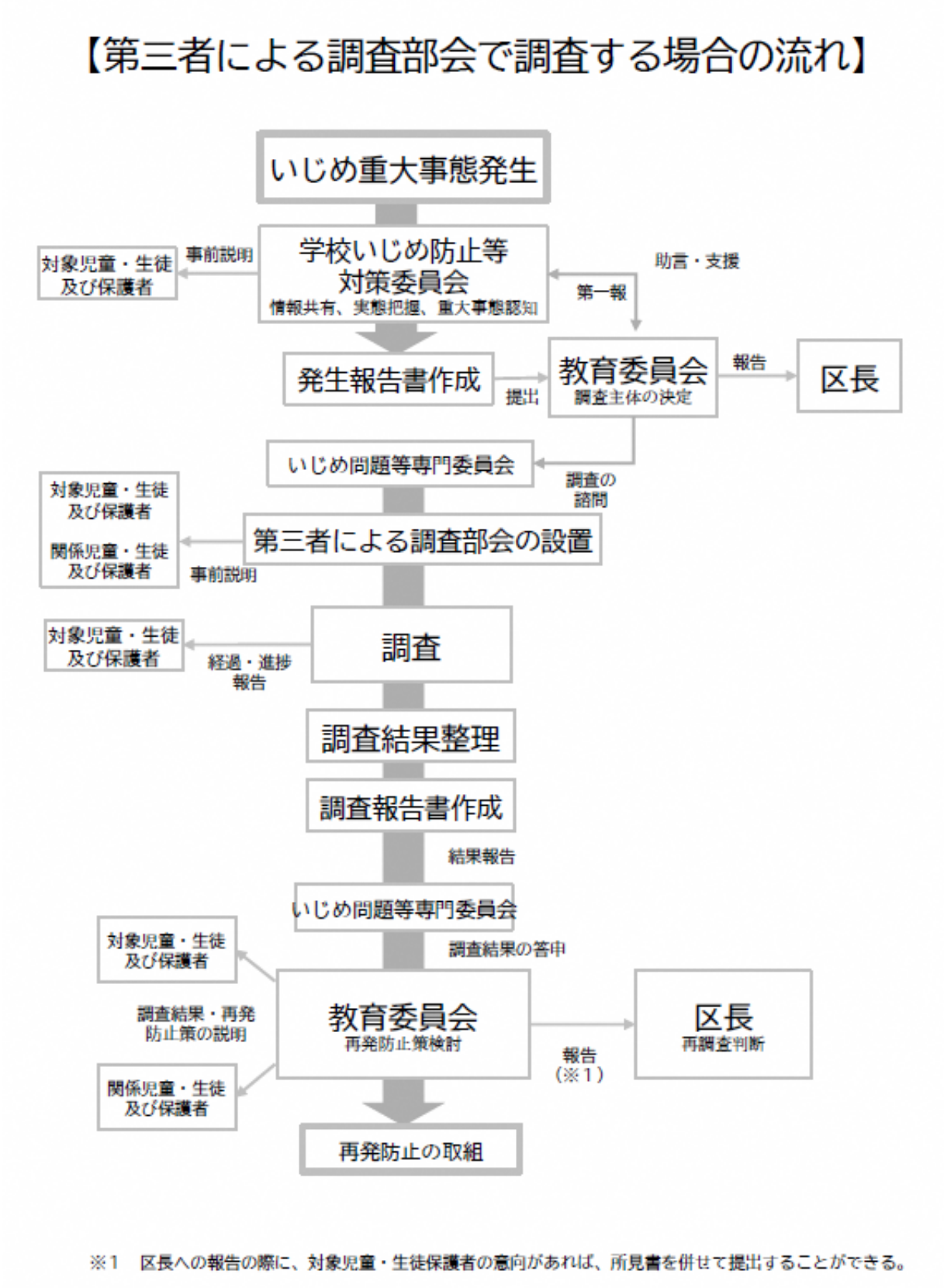
※1　弁護士等、学校職員以外の者が加わる場合があります。
※2　教育委員会方式（教育委員会職員の他、弁護士等の専門家が参画した調査組織）を採用する場合があります。

別紙１



※１　区長への報告の際に、対象児童・生徒保護者の意向があれば、所見書を併せて提出することができる。

別紙２



※１　区長への報告の際に、対象児童・生徒保護者の意向があれば、所見書を併せて提出することができる。

いじめ防止対策推進法

〔平成２５年法律第７１号〕
〔文部科学大臣署名〕

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

２　この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

３　この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

４　この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第三条　いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

２　いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

３　いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第四条　児童等は、いじめを行ってはならない。

（国の責務）

第五条　国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第六条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国

と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（学校の設置者の責務）

第七条　学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（学校及び学校の教職員の責務）

第八条　学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（保護者の責務等）

第九条　保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

２　保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

３　保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

４　第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

（財政上の措置等）

第十条　国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章　いじめ防止基本方針等

（いじめ防止基本方針）

第十一条　文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

２　いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

二　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

三　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

（地方いじめ防止基本方針）

第十二条　地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

（学校いじめ防止基本方針）

第十三条　学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（いじめ問題対策連絡協議会）

第十四条　地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができ

る。
２　都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
３　前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章　基本的施策

（学校におけるいじめの防止）
第十五条　学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。
２　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。
（いじめの早期発見のための措置）
第十六条　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。
２　国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
３　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
４　学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。
（関係機関等との連携等）
第十七条　国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。
（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）
第十八条　国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教

員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

２　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

第十九条　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

２　国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

３　インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

第二十条　国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

（啓発活動）

第二十一条　国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章　いじめの防止等に関する措置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条　学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめに対する措置）

第二十三条　学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

２　学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

３　学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、

いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

４　学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

５　学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

６　学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

（学校の設置者による措置）

第二十四条　学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

（校長及び教員による懲戒）

第二十五条　校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

（出席停止制度の適切な運用等）

第二十六条　市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

（学校相互間の連携協力体制の整備）

第二十七条　地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章　重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なく

されている疑いがあると認めるとき。

2　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3　第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（国立大学に附属して設置される学校に係る対処）

第二十九条　国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2　前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3　文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

（公立の学校に係る対処）

第三十条　地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2　前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3　地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4　第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5　地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第三十条の二　第二十九条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）」と、同条第二項及び第三項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項」とあるのは「地方

独立行政法人法第百二十一条第一項」と読み替えるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第三十一条　学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

２　前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

３　都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

４　前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条　学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

２　前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

３　認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

４　前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

５　第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村

に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章　雑則

（学校評価における留意事項）

第三十四条　学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

（高等専門学校における措置）

第三十五条　高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（検討）

第二条　いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

２　政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

附　則（平成二六年六月二〇日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附　則（平成二七年六月二四日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附　則（平成二八年五月二〇日法律第四七号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例

（平成26年６月30日板橋区条例第23号）

（目的）

第１条　この条例は、いじめが、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、東京都板橋区（以下「区」という。）におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応及び早期解決（以下「いじめの未然防止等」という。）のための対策に関し、基本理念及び基本となる事項を定めることにより、いじめの未然防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって子どもの尊厳を保持し、子どもが安心して生活し健やかに成長できる環境づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　いじめ　子どもに対して、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）　子ども　区内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第１項に規定する保育所（以下この号において「学校等」という。）に在籍又は入所（以下この号において「在籍等」という。）をしている幼児、児童又は生徒（以下この号において「生徒等」という。）並びに区内に在住し、区外に所在する学校等に在籍等をしている生徒等及び区内に在住し、学校等に在籍等をしていない満19歳に満たない者のうち、満４歳以上の者をいう。

（３）　保護者　子どもに対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人その他子どもを現に監護する者）をいう。

（４）　学校　東京都板橋区立学校設置条例（昭和30年板橋区条例第９号）別表に掲げる小学校、中学校及び特別支援学校並びに東京都板橋区立幼稚園条例（昭和46年板橋区条例第27号）別表に掲げる幼稚園（以下「幼稚園」という。）並びに東京都板橋区立保育所条例（昭和36年板橋区条例第15号）別表第１に掲げる保育所（以下「保育所」という。）をいう。

（５）　区民　区内に在住する者又は区内に通勤し、若しくは通学する者（第２号に規定する子どもを除く。）をいう。

（６）　関係機関等　区内のいじめの未然防止等に関係する機関、団体及び事業者をいう。

（基本理念）

第３条　区及び区民は、いじめがどの子どもにも起こりうる問題であることに鑑み、子どもが元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめの未然防止等に向けた環境づくりに取り組むものとする。

２　区、区民及び関係機関等は、いじめの未然防止等のため、相互に連携、協力及び協働（以下「連携等」という。）をし、保護者が、いじめを行うことのないように子どもを養育できる環境づくりに取り組むものとする。

３　区、学校、保護者、区民及び関係機関等は、いじめの未然防止等のため、相互に連携等

をし、子どもが安心して生活し、健やかに成長することができる環境づくりに取り組み、区全体でいじめの問題を克服することを目指すものとする。

（区の責務）

第４条　区は、法第３条及び前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、学校、保護者、区民及び関係機関等と相互に連携等をし、いじめの未然防止等を図るための必要な体制を整備するとともに、必要な施策を講じなければならない。

２　区は、学校、保護者、区民及び関係機関等に対し、その責務及びいじめが子どもの心身に及ぼす影響、いじめの未然防止等の重要性、いじめに係る相談制度等について、必要な広報その他の啓発活動を行わなければならない。

３　区は、東京都板橋区あいキッズ条例（平成25年板橋区条例第44号）第１条に規定するあいキッズ（第10条第３項において「あいキッズ」という。）その他の子どもに係る事業を実施するに当たり、いじめの未然防止等を図るための必要な体制を整備するとともに、必要な施策を講じなければならない。

（学校の責務）

第５条　学校は、基本理念にのっとり、保護者、区民及び関係機関等と相互に連携等をし、学校の教職員及び保育士等のいじめの未然防止等に関する能力の向上並びに教職員及び保育士等相互の連携等を図り、学校全体でいじめの未然防止等に取り組まなければならない。

（保護者の責務）

第６条　保護者は、基本理念にのっとり、子どもの教育について第一義的責任を有する者として、その保護する子どもに対し、いじめは行ってはならないことを十分に理解させるとともに、いじめを行うことがないように、必要な指導を行うよう努めるものとする。

２　保護者は、その保護する子どもが、他人を尊重し、大切にするように、子どもを養育するよう努めるものとする。

３　保護者は、区及び学校が講ずるいじめの未然防止等のための施策に協力するよう努めるものとする。

（区民及び関係機関等の役割）

第７条　区民及び関係機関等は、基本理念にのっとり、地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行い、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

２　区民及び関係機関等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると認めた場合には、区、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第８条　区は、いじめの未然防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（板橋区いじめ防止対策基本方針の策定）

第９条　区は、法第 12 条に基づき、区におけるいじめの未然防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（第 11 条第４項において「基本方針」という。）を定めるものとする。

（学校いじめ防止対策基本方針の策定等）

第10条　学校（保育所を除く。）は、法第13条に基づき、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの未然防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

２　保育所は、当該保育所におけるいじめの未然防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

３　区は、あいキッズにおけるいじめの未然防止等のための対策に関する基本的な方針を定

めるよう努めるものとする。

（板橋区いじめ問題対策連絡協議会等の設置）

第11条　区は、法第１４条第１項に基づき、いじめの未然防止等に関する関係機関等の連携等を図るため、学校、東京都板橋区教育委員会（以下「教育委員会」という。）、区内の警察署その他の関係機関等により構成される板橋区いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

２　連絡協議会は、活動状況等を定期的に区民に報告するものとする。

３　前２項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

４　前３項の規定を踏まえ、教育委員会と連絡協議会との円滑な連携等　の下に、基本方針に基づく区におけるいじめの未然防止等のための対策を実効的に行うため、学校、関係機関等により構成される板橋区いじめ問題等専門委員会（次項において「専門委員会」という。）を、法第14条第３項に規定する付属機関として、教育委員会に置く。

５　前項に定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（関係機関等との連携等）

第12条　区は、いじめを受けた子ども又はその保護者に対する支援、いじめを行った子どもに対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの未然防止等のための対策が適切に行われるよう、学校、家庭、地域社会及び関係機関等の連携等の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（インターネットを通じて行われるいじめの未然防止等のための対策の推進）

第13条　区は、インターネットを通じて行われるいじめの未然防止等のための対策を推進するため、次の各号に掲げる施策を講ずるものとする。

（１）　学校（幼稚園及び保育所を除く。）に在籍する子どもがインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する施策

（２）　学校（幼稚園及び保育所を除く。）に在籍する子ども及びその保護者がインターネットを通じて行われるいじめの未然防止等をするために必要な教育及び啓発活動

（３）　前２号に掲げるもののほか、インターネットを通じて行われるいじめの未然防止等のための対策を推進するために必要な施策

（重大事態等への対処）

第14条　区及び学校は、学校において法第28条第１項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が生じた場合には、当該重大事態に対処するとともに、当該重大事態に係る事実関係を明確にするため、速やかに、教育委員会又は学校に組織を設け、調査を実施するものとする。

２　区及び学校（幼稚園及び保育所を除く。以下この項において同じ。）は、前項に規定する場合以外の場合であって、学校に在籍している児童又は生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案が生じたときは、当該死亡事案に係る事実関係を明確にするため、速やかに、教育委員会又は学校に組織を設け、調査を実施するものとする。

３　前２項の組織に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第15条　区長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、付属機関を設置して調査を行う等の方法により、前条第１項の規定による調査の結果について調査を行うものとする。

２　前項の付属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

付　則

１　この条例は、平成26年10月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

付　則（令和８年６月30日東京都板橋区条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

板橋区いじめ問題対策連絡協議会規則

（平成 26 年 10 月 22 日東京都板橋区規則第 50 号）

（目的）

第１条　この規則は、東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例（平成 26 年板橋区条例第 23 号。以下「条例」という。）第 11 条第３項の規定に基づき、板橋区いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和２年規則 60 号〕

（所掌事項）

第２条　連絡協議会は、次に掲げる事項について協議し、及び調査する。

（１）　条例第２条第２号に規定する子どもに対するいじめの未然防止、早期発見、早期対応及び早期解決（以下「いじめの未然防止等」という。）のための対策の推進に関する事項

（２）　条例第２条第５号に規定する区民及び同条第６号に規定する関係機関等（以下「関係機関等」という。）に関する事項

（３）　その他いじめの未然防止等のための対策の推進に必要な事項

（構成）

第３条　連絡協議会は、会長及び委員をもって構成する。

２　会長は、区長をもって充てる。

３　委員は次に掲げる者の中から、区長が委嘱し、又は任命する。

（１）　学識経験者

（２）　医療関係者

（３）　法曹関係者

（４）　学校関係者

（５）　保護者代表者

（６）　地域代表者

（７）　関係機関等の職員

（８）　区職員

４　前項の委員の総数は、40 人以内とする。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第５条　会長は、連絡協議会を代表し、会議を主宰する。

２　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　連絡協議会は、会長が招集する。

２　連絡協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（庶務）

第７条　連絡協議会の庶務は、総務部総務課及び教育委員会事務局教育総務課において処理する。

一部改正〔平成27年規則21号・令和２年60号〕

（委任）

第８条　この規則に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、連絡協議会が定める。

一部改正〔令和２年規則60号〕

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成27年３月31日東京都板橋区規則第21号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成27年４月１日から施行する。

付　則（令和２年７月３日東京都板橋区規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

板橋区教育委員会いじめ問題等専門委員会規則

（平成 26 年９月 30 日東京都板橋区教育委員会規則第８号）

（趣旨）

第１条　この規則は、東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例（平成 26 年板橋区条例第 23 号。以下「条例」という。）第 11 条第４項の規定に基づき、板橋区いじめ問題等専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　専門委員会は、板橋区教育委員会（以下「教育委員会」という。）と板橋区いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携等の下に、条例第２条第１項第２号に定める子どもに対するいじめの未然防止、早期発見、早期対応及び早期解決（以下「いじめの未然防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の推進について、審議する。

２　専門委員会は、教育委員会及び条例第２条第４項に定める学校（以下「学校」という。）のいじめの未然防止等のための対策の推進等について、必要があると認めるときは、教育委員会及び学校に対して意見を述べることができる。

３　専門委員会は、学校においていじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 28 条第１項に規定する重大事態が発生した場合には、教育委員会からの諮問に応じ、条例第 14 条第１項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に答申するものとする。

４　専門委員会は、前項に規定する場合以外の場合であって、学校（幼稚園及び保育所を除く。）に在籍している児童又は生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案が発生したときは、教育委員会からの諮問に応じ、条例第 14 条第２項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に答申するものとする。

（組織）

第３条　専門委員会は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　法律、心理、医療、福祉等に関する専門的な知識を有する者

２　前項の委員の総数は、７人以内とする。

３　前２項に定めるもののほか、教育委員会は、必要と認める者を委員として委嘱し、又は任命することができる。

（委員の任期）

第４条委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　前項の規定にかかわらず、前条第３項の規定により委嘱し、又は任命する委員の任期については、教育委員会が別に定める。

（委員長）

第５条　専門委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議及び議事）
第６条　専門委員会は、委員長が招集する。
２　専門委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
３　専門委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
４　専門委員会は、出席委員の過半数で議決したときは、第２条第３項及び第４項に規定する調査に係る会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
（意見等聴取）
第７条　専門委員会は、委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴取することができる。
（専門調査員）
第８条　専門委員会は、専門事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる。
（調査部会）
第９条　専門委員会は、第２条第３項及び第４項に規定する調査を行うため、調査部会を置くことができる。
２　調査部会は、委員及び専門調査員の中から委員長が指名する３名以上の者をもって構成する。
３　調査部会に部会長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。
４　部会長は、調査を掌理し、調査の経過及び結果を専門委員会へ報告する。
（秘密の保持）
第 10 条　委員及び専門調査員は、審議、調査等において知り得た秘密を漏らしてはならない。委員又は専門調査員を退いた後も、同様とする。
（庶務）
第 11 条　専門委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。
（委任）
第 12 条　この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会教育長が定める。

付　則

この規則は、平成２６年１０月１日から施行する。

付　則（令和２年 10 月 29 日東京都板橋区教育委員会規則第 16 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（令和６年３月 13 日東京都板橋区教育委員会規則第４号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

付　則（令和８年７月９日東京都板橋区教育委員会規則第 17 号）

この規則は、令和８年７月９日から施行する。

参考資料４

「安心して過ごせる学校づくりのための意見交換会」
分科会におけるこどもたちの意見まとめ

分科会①

いじめの定義について

〇これをいじめと言っていいのか、ダメなのか、区別が難しくなりそう。
〇されている側もいじりでされているのか、いじめられているのかというのは、自分でもわからない。
〇いじめと思っているのか、ある程度友だち関係としての、慣れ合いって感じでやっているのかというのもある。
〇（いじめの定義は）幅が広すぎて難しい。
〇物を隠されただけでいじめと思う人、落とされただけでいじめと思う人もいるし、その差をどうするのか。
〇例えば「物を隠されたらいじめと決める」みたいな、具体的な例を用いた基準が必要。
〇貴重品を隠されたりとか、消しゴムみたいな安価なものを隠されたりとかで差（レベル）はある。
〇いじめといじりがあり、自分はいじめだと思っても、大人は対処してくれなかったり、友だちは「それ冗談だよ」みたいに言ったりする。

いじめ問題について

〇（いじめの解決については）相互理解していきたい。物を隠した人は「ふざけでやりました」というのをしっかり伝えて、隠された人も「それは嫌だからやめてね」というなど、お互いが理解できるような形に持っていきたいが、程度の差もあるし実現は難しい。
〇最初からなんかちょっと言っただけでいじめと言われて対処されると、（自分たちの）成長がなくなってしまう。いじめと決めつけすぎるのは良くないけど、緩くしすぎるのもよくないので、なくすのは難しい。
〇先生に言っても「それはただの遊びでしょう」で終わったり、先生が見つけてなんでやったのかと聞いたら「〇〇くんもやっていたから」で終わったりする。

○「(先生に）○○くんがいじめられています」と言うのも、もし言ってしまうと、次の標的が自分になるかもしれないという恐怖がある。

いじめの具体例をもとに

具体例１）
５人で SNS グループをつくり会話していた。ある日、私以外の４人が新たなグループを作成した。

○自分も遊びに行くときだけのグループを作ったことがあるからいじめには当たらないかな。状況によると思う。
○誕生日の人を除いた誕生日パーティーのグループを作ったことがあるので、いじめと決めつけてしまうのは早い。

【具体例１への対応】
○「なんかあったのかな」と、本人に聞く。直接探りを入れることができるレベル。

具体例２）
５人で SNS グループをつくり会話していた。ある日、私以外の４人が新たなグループを作成し、その中で私をばかにしたり、私を笑いものにするような写真をのせたりしていた。

○自分の恥ずかしい写真を載せられるというのは嫌だからいじめ。
○本人の前じゃできないことを裏でやっているというのはいじめに当たる。
○その人をばかにしたいっていう思いがあるからいじめ。

【具体例２への対応】
○５人の中だけで共有される情報なら、別にいいかなと思う。仲のいい５人なら、「やめろよ」ぐらいの軽いノリで注意するのでいい。
○ここで止めなきゃいけない。ここで止めないと、それ以上発展して、もっと良くない方向に進んでしまう感じだから、ここまでで完全に止めなきゃいけない。
○（対面で）直接言う方がいい。SNS じゃ自分の気持ちも相手の気持ちも分か

んないから、それは直接言った方がいい。

具体例３） ５人で SNS グループをつくり会話していた。ある日、私以外の４人が新たなグループを作成し、その中で私をばかにしたり、私を笑いものにするような写真をのせたりしていた。また、それらをグループ以外の生徒にも回した。

〇自分の顔とかが写っているわけなので、他の人に回すというのは犯罪。しかも、その個人の名誉を傷つけるってわけだから、名誉毀損になる。
〇どっかで保存されたりとか、拡散されたりとかしているから一生なくならない。
〇グループ内でも嫌なのに、それをいろんな人に回したりするのはもっと嫌。
〇度を超えている、やりすぎ。大人を頼ってもいいぐらいやりすぎ。
〇場合によっては警察に通報。
〇大人でも止められない（ぐらいのこと）。

【具体例３への対応】

〇広いところに出てしまっているから収拾がつかない。自分では対応できなくなったレベル。大人に頼らないと完璧に解決できはしない。
〇先生、親、（最悪の場合）警察を頼る。
〇先生から注意してほしい。もう繰り返さないように、もう絶対止めてと。
〇先生から４人の保護者に連絡してもらって親の前で（写真を）消してもらう。

いじめのレベル分けについて

〇レベルにとらわれすぎないほうがいいと思う。同じいじめでも、人によってはレベル２と感じる人もいるし、レベル３と感じる人もいる。その人に合った対応が一番大切。
〇レベル２が最後の砦だと思うが、先生たちがレベル２を渋ってレベル１のままにしているから、エスカレートして、気づいたらレベル３になっている。
〇いじめを本当になくすんだったら、最低をレベル２ぐらいにしないと、レベル１だと対処が遅れちゃう場合もある。レベル１は言い方が悪いかもしれないけ

れど、放置、見守りとなっちゃうから、そのままの状況がずっと続くのであれば、いじめを受けていると思っている側の改善がされない可能性もある。
〇基本的には（自分で対処できる）限界を超えないと先生には相談しないから、レベル１で対処することはあんまりないんじゃないかなと思う。
〇最初からレベル２だと、まだいじめと思ってない状況でレベル２の対応をしてしまったら、「え、なんで？」と思うので、レベル１の見守るというレベルはやっぱり必要。
〇生徒が相談するより前に先生たちが気づいて、先生たちがレベル１の期間を作る。
〇一度終わっても再発したらレベルを上げて対応する。
〇やっぱ軽いいじり（ばかだな）とかで、普通に仲いい友だちだったら冗談で言う。それに大人が入ってきたら、自由な絡みがなくなる。
〇先生に相談する際は、別室でとかではなく、日常生活の中で、通りすがりとかに「最近どう」みたいな感じで聞いてほしい。込み入った話は保護者を通じて先生に言ってもらう。

別室指導について
〇別室にはいじめた側が反省のために行ってほしい。いじめを受けた側はもう二度と一緒に学校行きたくないと思わない限り教室で、ある程度事情を他のクラスメイトに話して、クラスメイトの「大丈夫だよ」という励ましがあってほしい。
〇別室にするよりは、いじめを受けた子の気持ちとかを取り戻すためにも、一緒に生活をして話を重ねる方が、気持ちよくその先も過ごしていけるんじゃないかと思う。いじめた側は、反省を込めてちょっとの期間別室にするけど、いじめられた側やその他の子とたくさんの会話を重ねることで、戻ってきた時に関係が元に戻るのではないか。
〇いじめた側が長い間別室にいると、周りの人とかも心配する。結果的にいじめられた人に、「なにがあったの」と質問の矛先が行ってしまう。
〇例えば最初のうちは完全隔離だけど、日を重ねるごとに、それもその人の場合によって１日の中の半分にするとかにしていく。

〇（二度と顔を見たくないとか、怖いとか思うかもしれないが）給食の時とかから徐々にだったら、別に大丈夫かなと思う。
〇別室指導中に何をするかというのも大事。
〇みんなと同じ内容の授業をなんらかの形で受けさせながら、反省文を書かせたり、自分が何が悪かったのかっていうのを考えさせたりする授業を行う。
〇いじめた側が反省するのであれば、いじめられた側にちゃんと確認を取った上で教室に戻して、そのクラスの子には、もし大まかなことが言えるんだったら事情を説明する。
〇別室にカメラを設置し、ＡＩで反省しているかどうかを解析する。

分科会②

いじめの定義について

〇1 対 1 は、いじめというより、なんか口論や喧嘩。複数人に発展したらいじめ。
〇本人がちょっとでも「なんか居心地悪いな」と思ったらいじめとすべきかわからないが、いじめと捉えるのではなく、相談という形でより良くなる感じにしたい。

いじめ問題について

〇ちっちゃいことから本当に周りに相談して解決したら、大きないじめに発展しないのかなと思う。
〇傍観者になった途端に、やっぱりいじめに加担しているのと同じ。
〇グレーなところから、「それはやめた方がいい」と言った方がいい。
〇いじめは、最初は友だち同士の悪ノリとか、ちょっとしたふざけだけど、それがだんだんエスカレートしていって、いじめに発展していく。
〇いじりとかしながら「こういう感じで仲良くしてくれるタイプの人なのかな」みたいな、「こういう接し方の人なのかな」みたいな。そのうち結構エスカレートして「さすがにこんな友だちの接し方はないかな」と思ったりする。でも、仲直りしたときに「友だちになりたかった」と言われた。
〇最近のいじめは早期発見が難しい。SNS とかインターネットが普及しているから、そこら辺でいじめが起きると先生側は見ることができない。拡散されたり、上がったりしたら先生たちにもわかるかも。
〇普通の学校生活で話している中でいじめは起きる。普段の生活の中でも発見しにくい場面がある。

いじめの具体例をもとに

> 具体例１）
> ５人で SNS グループをつくり会話していた。ある日、私以外の４人が新たなグループを作成した。

〇結構ありがち。

具体例２）
５人で SNS グループをつくり会話していた。ある日、私以外の４人が新たなグループを作成し、その中で私をばかにしたり、私を笑いものにするような写真をのせたりしていた。

〇アウトじゃないかな。卒業アルバムの写真をグループラインに回された。（流したのが）仲のいい友だちだったので、自分で言いに行った。

具体例３）
５人で SNS グループをつくり会話していた。ある日、私以外の４人が新たなグループを作成し、その中で私をばかにしたり、私を笑いものにするような写真をのせたりしていた。また、それらをグループ以外の生徒にも回した。

〇警察に行くべき。
〇親に言う。

いじめのレベル分けについて

〇レベル分けは必要。
〇先生が（いじめの）対応に追われまくる。
〇（全部のいじめに）先生が介入すると、先生はちょっときついかも。
〇配慮の仕方が大事。配慮の仕方によってさらに傷ついたり、配慮しすぎて逆に「(自分は）なんかそんなに弱くないのにな」と思ったりする。
〇自分が知らなくて親に連絡されて焦ることもある。
　そこまで大事でないことが大事になってしまうかもしれない。
〇どんどん大人が介入すると、当事者同士では会話がしづらくなってしまって、気持ちを伝え合えない。
　お互いの意見を言う場を大人が奪っている。
〇「〇〇くんと話し合うようにしたいんです、解決したい」と先生に連絡して場を設ける。

〇いじめを受けた児童生徒にアンケートをとる。
・こういうことをされている
・こういう時に先生が止めに入ってほしい
・何日とかによければ、あの子（いじめた子）と話をしたい
〇「保護者に指導方針を説明する」と書いてあるが、家庭でも自分を責めたりとか「学校に行きたくない」とかいう言葉が上がったら、保護者もそのケアをしてほしい。
〇レベル１でも「生徒が別室に行きたいです」とお願いしたら行かせるべき。
〇いじめていた人が別室に行っても、（クラスには）傍観者とかがまだいるわけなので、いじめられた子も行けるようにした方が良い。
〇「児童生徒の安全と安心を最優先に確保する」と書いてあるから、児童生徒が「別室に行きたい」と言ったら、ここにのっとって最優先で動くべき。

アセスメントシートについて
〇（アセスメントシートを使ってのレベル分けは）部外者が決めるべきではない。
〇先生とかではなく、いじめられている人が決めるべきなのかもしれない。本人にしかわからないから。

その他
〇スクールカウンセラーの活用について
・カウンセリングは受けづらいイメージがある（なんかカウンセリング受けに行くから、あの子もしかしたらいじめられているんじゃない？みたいな）。
・活用しやすくした方がいい。
〇ユアフレンドの活用について
・友だちみたいな感じで、先生とかと違って気軽に話したりもできる。